昭和四十六年運輸省令第六十一号

旅行業法施行規則

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第四条第二項、第六条の三第一項、第十一条第一項及び第六項、第十二条の二第一項、第十二条の三、第十二条の五、第十二条の六第一項、第十二条の八、第二十二条、第二十五条、第二十六条第一項並びに第二十六条の二の規定に基づき、旅行業法施行規則を次のように定める。

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　旅行業等
第一節　旅行業及び旅行業者代理業（第一条の二―第四十一条）
第二節　旅行サービス手配業（第四十二条―第五十六条）
第三章　旅行業協会（第五十七条―第六十三条）
第四章　雑則（第六十四条―第七十六条）

第一章　総則

（法第二条第六項の国土交通省令で定める行為）

第一条　旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号。以下「法」という。）第二条第六項の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　旅行者に対する本邦外における運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為

二　旅行者に対する本邦内における運送等関連サービス（通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第二条第一項に規定する通訳案内（報酬を得ずに行うもの及び同項に規定する全国通訳案内士又は同条第二項に規定する地域通訳案内士が行うものを除く。）及び輸出物品販売場（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第八条第七項に規定する輸出物品販売場をいう。）における物品の譲渡を除く。）の提供について、当該運送等関連サービスを提供する者との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為

第二章　旅行業等

第一節　旅行業及び旅行業者代理業

（新規登録及び更新登録の申請手続）

第一条の二　法第三条の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録（以下この節において「新規登録」という。）又は法第六条の三第一項の規定による有効期間の更新の登録（以下「更新登録」という。）の申請をしようとする者は、次の区分により、当該各号に掲げる行政庁に、第一号様式による新規登録（更新登録）申請書を提出しなければならない。この場合において、更新登録の申請については、有効期間の満了の日の二月前までに提出するものとする。

一　業務の範囲が次条に規定する第一種旅行業務である旅行業の新規登録又は更新登録の申請をしようとする者　観光庁長官

二　業務の範囲が次条に規定する第二種旅行業務、第三種旅行業務又は地域限定旅行業務である旅行業の新規登録又は更新登録の申請をしようとする者　主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事

三　旅行業者代理業の新規登録の申請をしようとする者　主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事

（業務の範囲）

第一条の三　法第四条第一項第三号の国土交通省令で定める業務の範囲（以下「登録業務範囲」という。）の別は、次のとおりとする。

一　第一種旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為（法第十四条の二第一項の規定により他の旅行業者を代理して企画旅行契約を締結する行為を含む。以下この条において同じ。））

二　第二種旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為のうち本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。次号において同じ。）の実施に係るもの以外のもの）

三　第三種旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為のうち企画旅行（一の企画旅行ごとに一の自らの営業所の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域（次号及び第十条の五において「拠点区域」という。）内において実施されるものを除く。）の実施に係るもの以外のもの）

四　地域限定旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為のうち企画旅行（一の企画旅行ごとに一の拠点区域内において実施されるものを除く。）の実施に係るもの及び同項第三号から第五号までに掲げる行為（一の行為ごとに一の拠点区域内における運送等サービスの提供に係るものを除く。）に係るもの以外のもの）

（新規登録の添付書類）

第一条の四　法第四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

一　申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為

ロ　登記事項証明書

ハ　次に掲げる事項を記載した書類

(1)　旅行業務に係る事業の計画

(2)　旅行業務に係る組織の概要

ニ　旅行業に係る申請については、次に掲げる書類

(1)　最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

(2)　申請者の登録業務範囲が第一種旅行業務である場合にあつては、(1)に掲げる書類について公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）、監査法人、税理士又は税理士法人の確認を受けたことを証明する書類

ホ　法第六条第一項第一号、第二号、第四号及び第六号から第十号まで（旅行業者代理業に係る申請については、同項第一号、第二号、第四号、第六号から第九号まで及び第十一号）のいずれにも該当しないことを証する書類

ヘ　旅行業者代理業に係る申請については、代理業契約（旅行業者代理業に係る契約をいう。以下同じ。）の契約書の写し

二　申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ　住民票の写し

ロ　申請者が未成年者であるときは、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者の氏名）を記載した書類（申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者であるときは、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面）

ハ　旅行業に係る申請については、第二号様式による財産に関する調書

ニ　法第六条第一項第一号から第六号まで及び第八号から第十号まで（旅行業者代理業に係る申請については、同項第一号から第六号まで、第八号、第九号及び第十一号）のいずれにも該当しないことを証する書類

ホ　前号ハ及びヘに掲げる書類

2　前項の規定にかかわらず、観光庁長官が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により地方公共団体情報システム機構から当該申請者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものの提供を受ける場合の法第四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、前項第一号及び第二号ロからホまでに掲げるものとする。

3　第一項の規定にかかわらず、都道府県知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により地方公共団体情報システム機構から当該申請者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものの提供を受ける場合又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により当該申請者に係る都道府県知事保存本人確認情報（同法第三十条の六第四項に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コード以外のものを利用する場合の法第四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、第一項第一号及び第二号ロからホまでに掲げるものとする。

（更新登録の添付書類）

第一条の五　更新登録の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を更新登録申請書に添付して提出しなければならない。

一　申請者が法人である場合にあつては、前条第一項第一号イからホまでに掲げる書類

二　申請者が個人である場合にあつては、前条第一項第一号ハ及び第二号イからニまでに掲げる書類

2　前項の規定にかかわらず、観光庁長官が住民基本台帳法第三十条の九の規定により地方公共団体情報システム機構から当該申請者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものの提供を受ける場合は、前条第一項第二号イに掲げる書類を添付することを要しない。

3　第一項の規定にかかわらず、都道府県知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により地方公共団体情報システム機構から当該申請者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものの提供を受ける場合又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により当該申請者に係る都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを利用する場合は、前条第一項第二号イに掲げる書類を添付することを要しない。

（旅行業者登録簿及び旅行業者代理業者登録簿の様式）

第二条　法第五条第一項の旅行業者登録簿及び旅行業者代理業者登録簿の様式は、第三号様式とする。

（心身の故障により旅行業又は旅行業者代理業を適正に遂行することができない者）

第二条の二　法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により旅行業又は旅行業者代理業を適正に遂行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（財産的基礎）

第三条　法第六条第一項第十号の国土交通省令で定める基準は、次条に定めるところにより算定した資産額（以下「基準資産額」という。）が、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額以上であることとする。

一　登録業務範囲が第一種旅行業務である旅行業（以下「第一種旅行業」という。）を営もうとする者　三千万円

二　登録業務範囲が第二種旅行業務である旅行業（以下「第二種旅行業」という。）を営もうとする者　七百万円

三　登録業務範囲が第三種旅行業務である旅行業（以下「第三種旅行業」という。）を営もうとする者　三百万円

四　登録業務範囲が地域限定旅行業務である旅行業（以下「地域限定旅行業」という。）を営もうとする者　百万円

第四条　基準資産額は、第一条の四第一項第一号ニ又は第二号ハに規定する貸借対照表又は財産に関する調書（以下「基準資産表」という。）に計上された資産（創業費その他の繰延資産及び営業権を除く。以下同じ。）の総額から当該基準資産表に計上された負債の総額及び法第八条第一項に規定する営業保証金の額（新規登録の申請に係る基準資産額を算定する場合であつて申請者が保証社員（法第四十八条第一項に規定する保証社員をいう。以下同じ。）となることが確実であるとき、又は更新登録の申請に係る基準資産額を算定する場合であつて申請者が保証社員であるときには、法第四十九条の規定により納付すべきこととされる弁済業務保証金分担金の額）に相当する金額を控除した額とする。

2　前項の場合において、資産又は負債の評価額が基準資産表に計上された価額と異なることが明確であるときは、当該資産又は負債の価額は、その評価額によつて計算するものとする。

3　第一項の規定にかかわらず、前二項の規定により算定される額に増減があつたことが明確であるときは、当該増減後の額を基準資産額とするものとする。

（変更登録）

第四条の二　法第六条の四第一項の規定による変更登録（以下「変更登録」という。）の申請をしようとする旅行業者は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる行政庁に、第一号様式による変更登録申請書を提出しなければならない。

一　第一種旅行業への変更登録の申請をしようとする旅行業者　観光庁長官

二　第二種旅行業、第三種旅行業又は地域限定旅行業への変更登録の申請をしようとする旅行業者　主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事

2　前項の場合において、変更登録の申請をしようとする旅行業者は、次に掲げる書類を変更登録申請書に添付しなければならない。

一　申請者が法人である場合にあつては、法第六条第一項第九号及び第十号のいずれにも該当しないことを証する書類並びに第一条の四第一項第一号ハ及びニに掲げる書類

二　申請者が個人である場合にあつては、法第六条第一項第九号及び第十号のいずれにも該当しないことを証する書類並びに第一条の四第一項第一号ハ及び第二号ハに掲げる書類

3　第一項の場合において、申請書の提出を受けた行政庁と登録行政庁（旅行業者が現に登録を受けている行政庁をいう。以下この条、第九条の二及び第二十二条において同じ。）が異なるときは、申請書の提出を受けた行政庁は、その旨を登録行政庁に通知しなければならない。

4　登録行政庁は、前項の規定による通知を受けたときは、旅行業者登録簿の当該旅行業者に係る部分の写しを当該通知を行つた行政庁に送付しなければならない。

5　前項の規定による送付を受けた行政庁は、変更登録を行つたときは、その旨を登録行政庁及び当該旅行業者に通知しなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第五条　旅行業者又は旅行業者代理業者（以下「旅行業者等」という。）は、法第六条の四第三項の規定により登録事項の変更の届出をしようとするときは、登録行政庁（旅行業者等が現に登録を受けている行政庁をいう。第十条の四、第三十八条、第三十九条及び第四十条において同じ。）に、第四号様式による登録事項変更届出書を提出しなければならない。ただし、第二種旅行業者、第三種旅行業者、地域限定旅行業者又は旅行業者代理業者が法第四条第一項第二号に規定する主たる営業所の所在地の変更（都道府県の区域を異にする所在地の変更に限る。）の届出をしようとするときは、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出書を提出しなければならない。

2　前項の届出書には、変更に係る事項に関する第五号様式による書類及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　変更に係る事項が法人の代表者の氏名であるときは、当該代表者が法第六条第一項第七号に該当しないことを証する書類

二　変更に係る事項が法第四条第一項第四号に掲げるものであるときには、代理業契約の契約書の写し

3　第四条の二第三項から第五項までの規定は、第一項ただし書の届出事項の登録の実施について準用する。

第六条　削除

（旅行者との取引の額）

第六条の二　法第八条第一項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一　当該旅行業者が、新規登録又は変更登録を受けたことにより営業保証金を供託する場合

二　当該旅行業者が、前事業年度に法第七条第二項（法第九条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出をした場合（前号に掲げる場合を除く。）

三　当該旅行業者の前事業年度が、一年と異なる期間であつた場合（前二号に掲げる場合を除く。）

2　前項各号に掲げる場合について、法第八条第一項の国土交通省令で定める額は、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

一　前項第一号に掲げる場合　新規登録又は変更登録の申請時に添付した書類に記載した年間取引見込額

二　前項第二号に掲げる場合　当該旅行業者の法第七条第二項の届出（当該旅行業者が新規登録又は変更登録の後に前事業年度に一回以上の変更登録を受けた者である場合は、直近の変更登録後のもの）後の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額に三百六十五を乗じてこれを当該届出の日から前事業年度の終了の日までの日数で除して得た額

三　前項第三号に掲げる場合　当該旅行業者の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額に三百六十五を乗じてこれを前事業年度の日数で除して得た額

（営業保証金の額）

第七条　法第八条第一項に規定する営業保証金の額は、別表第一の額（旅行業者の登録業務範囲が第一種旅行業務である場合にあつては、別表第一の額に別表第二の額を加えた額）とする。

（営業保証金又は弁済業務保証金に充てることができる有価証券）

第八条　法第八条第六項（法第四十七条第三項及び第四十八条第四項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　国債証券

二　地方債証券

三　特別の法律により法人が発行する債券

四　前三号に掲げるもののほか、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）による担保附社債券及び法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（自己の社債券及び会社法（平成十七年法律第八十六号）による特別清算開始の命令を受け、特別清算終結の決定の確定がない会社、破産法（平成十六年法律第七十五号）による破産手続開始の決定を受け、破産手続終結の決定若しくは破産手続廃止の決定の確定がない会社、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）による再生手続開始の決定を受け、再生手続終結の決定若しくは再生手続廃止の決定の確定がない会社又は会社更生法（昭和二十七年法

律第百七十二号）による更生手続開始の決定を受け、更生手続終結の決定若しくは更生手続廃止の決定の確定がない会社が発行した社債券を除く。）

（営業保証金又は弁済業務保証金に充てることができる有価証券の価額）

第九条　法第八条第六項（法第四十七条第三項及び第四十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により前条の有価証券を営業保証金又は弁済業務保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一　国債証券、地方債証券又は政府がその債務につき保証契約をした有価証券　額面金額

二　前号の有価証券以外の有価証券　額面金額の百分の九十

2　割引の方法により発行した有価証券で供託の日から償還期限までの期間が五年を超えるものについては、その発行価額に次の算式により算出した額を加えた額を額面金額とみなして、前項の規定を適用する。

（額面金額－発行価額）／発行の日から償還の日までの年数）×（発行の日から供託の日までの年数＋4）

3　前項の算式による計算において、発行の日から償還の日までの年数及び発行の日から供託の日までの年数について生じた一年未満の端数並びに額面金額と発行価額との差額を発行の日から償還の日までの年数で除した金額について生じた一円未満の端数は、切り捨てる。

（取引額の報告）

第九条の二　法第十条の規定により前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額の報告をしようとする旅行業者は、第六号様式の取引額報告書を登録行政庁に提出しなければならない。

（旅行業務取扱管理者の職務）

第十条　法第十一条の二第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　旅行に関する計画の作成に関する事項

二　法第十二条の規定による料金の掲示に関する事項

三　法第十二条の二第三項の規定による旅行業約款の掲示及び備置きに関する事項

四　法第十二条の四の規定による取引条件の説明に関する事項

五　法第十二条の五の規定による書面の交付に関する事項

六　法第十二条の七及び法第十二条の八の規定による広告に関する事項

七　法第十二条の十の規定による企画旅行の円滑な実施のための措置に関する事項

八　旅行に関する苦情の処理に関する事項

九　契約締結の年月日、契約の相手方その他の旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項についての明確な記録又は関係書類の保管に関する事項

十　前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

（法第十一条の二第五項の国土交通省令で定めるとき）

第十条の二　法第十一条の二第五項の国土交通省令で定めるときは、営業所間の距離の合計が四十キロメートル以下のときとする。

（法第十一条の二第五項の国土交通省令で定める場合）

第十条の三　法第十一条の二第五項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第十一条の二第五項の規定に基づき複数の営業所を通じて一人の旅行業務取扱管理者を選任しようとする旅行業者等（旅行業者代理業者にあつては、その代理する旅行業者）の登録業務範囲が地域限定旅行業務以外のものである場合

二　当該複数の営業所の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額の合計額が一億円を超える場合

（営業所ごとの取引額の報告）

第十条の四　旅行業者等は、法第十一条の二第五項の規定に基づき複数の営業所を通じて一人の旅行業務取扱管理者を選任しようとするときは、あらかじめ、第七号様式の取引額報告書を登録行政庁に提出しなければならない。

2　旅行業者等は、法第十一条の二第五項の規定に基づき複数の営業所を通じて一人の旅行業務取扱管理者を選任した場合においては、毎事業年度終了後百日以内に、第七号様式の取引額報告書を登録行政庁に提出しなければならない。

（法第十一条の二第六項第一号の国土交通省令で定める地域）

第十条の五　法第十一条の二第六項第一号の国土交通省令で定める地域は、拠点区域とする。

（法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間）

第十条の六　法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間は、五年とする。

（旅行業務取扱管理者試験）

第十一条　観光庁長官は、旅行業務取扱管理者試験（以下「試験」という。）の期日、場所その他試験の実施に関し必要な事項を官報で公示するものとする。

第十二条　総合旅行業務取扱管理者試験の試験科目は、次のとおりとする。

一　法及びこれに基づく命令についての知識

二　旅行業約款、運送約款及び宿泊約款に関する知識

三　国内旅行実務

イ　本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金に関する知識

ロ　その他本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務処理の能力

四

イ　本邦外の運送機関の利用料金その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金に関する知識

ロ　旅券の申請手続、通関手続、検疫手続、為替管理その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な法令に関する知識

ハ　本邦及び主要国における出入国に必要な手続に関する実務処理の能力

ニ　主要国の観光に関する知識

ホ　本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な語学に関する能力

ヘ　その他本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務処理の能力

2　国内旅行業務取扱管理者試験の試験科目は、前項第一号から第三号までに掲げる科目とする。

3　地域限定旅行業務取扱管理者試験の試験科目は、第一項第一号から第三号までに掲げる科目（観光庁長官が告示で定めるものを除く。）とする。

（受験手続）

第十三条　試験を受けようとする者は、旅行業務取扱管理者試験受験願書を観光庁長官に提出しなければならない。

2　法第十一条の三第三項の規定により試験の一部の免除を受けようとする者は、前項の受験願書に、当該試験の一部の免除を受けることができる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

（旅行業務取扱管理者試験合格証の交付等）

第十四条　観光庁長官は、試験に合格した者に対し、第八号様式による旅行業務取扱管理者試験合格証（以下「合格証」という。）を交付するものとする。

2　試験に合格した者は、合格証を滅失し、又はき損したときは、第九号様式による合格証再交付申請書を提出してその再交付を受けることができる。

3　前項の申請書には、試験に合格したことを証する書類を添付しなければならない。

4　観光庁長官は、試験科目のうちの一部の科目について合格点を得た者に対し、当該科目を文書で通知するものとする。

第十五条から第十九条まで　削除

（試験の一部免除）

第二十条　法第十一条の三第三項の国土交通省令で定める資格を有する者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める試験科目を免除する。

一　国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者　総合旅行業務取扱管理者試験の法及びこれに基づく命令についての知識並びに国内旅行実務

二　地域限定旅行業務取扱管理者試験に合格した者　総合旅行業務取扱管理者試験及び国内旅行業務取扱管理者試験の法及びこれに基づく命令についての知識

三　総合旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務について合格点を得た者　次回の総合旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務

四　総合旅行業務取扱管理者試験の海外旅行実務について合格点を得た者　次回の総合旅行業務取扱管理者試験の海外旅行実務

五　国内旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務について合格点を得た者　次回の国内旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務

六　地域限定旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務について合格点を得た者　次回の地域限定旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務

（掲示料金の制定基準）

第二十一条　法第十二条第二項の国土交通省令で定める基準は、旅行業務の取扱いの料金が契約の種類及び内容に応じて定率、定額その他の方法により定められ、旅行者にとつて明確であることとする。

（旅行業約款の認可申請）

第二十二条　法第十二条の二第一項の規定により旅行業約款の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した旅行業

約款設定（変更）認可申請書を登録行政庁に提出しなければならない。

一　氏名又は商号若しくは名称及び住所

二　登録番号及び登録年月日

三　設定し、又は変更しようとする旅行業約款（変更しようとする場合にあつては、新旧の対照を明示すること。）

四　実施予定期日

五　変更の認可の申請の場合にあつては、変更を必要とする理由

（旅行業約款の記載事項）

第二十三条　旅行業約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　旅行業務の取扱いの料金その他の旅行者との取引に係る金銭の収受に関する事項

二　法第十二条の五の規定により運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供について旅行者に対して交付する書面の種類及びその表示する権利の内容

三　契約の変更及び解除に関する事項

四　責任及び免責に関する事項

五　旅行中の損害の補償に関する事項

六　保証社員である旅行業者にあつては、法第五十五条各号に掲げる事項

七　保証社員でない旅行業者にあつては、営業保証金を供託している供託所の名称及び所在地並びに旅行業務に関し取引をした者は、その取引によつて生じた債権に関し当該営業保証金から弁済を受けることができること。

八　その他旅行業約款の内容として必要な事項

第二十四条から第二十七条の三まで　削除

（書面の記載事項）

第二十七条の四　法第十二条の五第三項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　旅行業務に関し取引をする者の氏名又は商号若しくは名称及び住所（当該者が旅行業者等又は旅行サービス手配業者である場合においては、氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに登録番号）

二　契約を締結する旅行業者等の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに登録番号

三　旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容

四　旅行業者等が旅行業務に関し取引をする者に支払う対価又は旅行業務の取扱いの料金に関する事項

五　当該契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地

六　当該契約に係る旅行業務取扱管理者の氏名

七　契約締結の年月日

（情報通信の技術を利用する方法）

第二十七条の五　法第十二条の五第四項の規定により書面の交付に代えて用いる同項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織（旅行業者等の使用に係る電子計算機と旅行業務に関し取引をする者（旅行者を除く。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第二項において同じ。）を利用する方法のうち、イ、ロ又はハに掲げるもの

イ　旅行業者等の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて旅行業務に関し取引をする者の使用に係る電子計算機に前条に掲げる事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　旅行業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて旅行業務に関し取引をする者の閲覧に供し、当該旅行業務に関し取引をする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ　旅行業務に関し取引をする者の使用に係る電子計算機に記載事項を記録するためのファイルが備えられていない場合に、旅行業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（専ら当該旅行業務に関し取引をする者の用に供するものに限る。次条第二号において「顧客ファイル」という。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて旅行業務に関し取引をする者の閲覧に供し、当該旅行業務に関し取引をする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法

二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第三十七条の五第一項第二号において同じ。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2　前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一　前項第一号イ又はロに掲げる方法にあつては、旅行業務に関し取引をする者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。

二　前項第一号ハに掲げる方法にあつては、顧客ファイルへの記録がされた記載事項を、当該顧客ファイルに記録された時を始期とし、当該記載事項に係る旅行に関するサービスの提供が終了した日の翌日から起算して二年を経過した日（同日以前に当該旅行に関するサービスについて苦情の申出があつたときは、同日と当該苦情が解決した日のいずれか遅い日）を終期とする期間、消去し、又は改変することができないものであること。

第二十七条の六　旅行業法施行令（昭和四十六年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第二条第二項において準用する令第一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類は前条第一項に掲げる方法のうち旅行業者等が使用するものとし、示すべき電磁的方法の内容はファイルへの記録の方式とする。

2　令第二条第二項において準用する令第一条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下「承諾等」という。）をする場合に用いる電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を利用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ　旅行業務に関し取引をする者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて旅行業者等の使用に係る電子計算機に承諾等をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　旅行業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて旅行業務に関し取引をする者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二　前条第一項第二号に掲げる方法

（旅行業務取扱管理者の証明書の様式）

第二十七条の七　法第十二条の五の二の国土交通省令で定める様式は、第十号様式とする。

（外務員の証明書の様式）

第二十八条　法第十二条の六第一項の国土交通省令で定める様式は、第十一号様式とする。

第二十九条及び第三十条　削除

（標識の様式）

第三十一条　法第十二条の九の国土交通省令で定める様式は、次の各号に掲げる営業所の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　旅行業者の営業所（次号に掲げるものを除く。）　第十二号様式

二　旅行業者の営業所であつて法第十一条の二第六項第一号又は第二号に該当するもの　第十三号様式

三　旅行業者代理業者の営業所（次号に掲げるものを除く。）　第十四号様式

四　旅行業者代理業者の営業所であつて法第十一条の二第六項第一号又は第二号に該当するもの　第十五号様式

（旅程管理のための措置）

第三十二条　法第十二条の十の国土交通省令で定める措置は、次のとおりとする。

一　旅行に関する計画に定めるサービスの旅行者への確実な提供を確保するために旅行の開始前に必要な予約その他の措置

二　旅行地において旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受けるために必要な手続の実施その他の措置（本邦内の旅行であつて、契約の締結の前に旅行者にこれらの措置を講じない旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付した場合を除く。）

三　旅行に関する計画に定めるサービスの内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び当該サービスの提供を受けるために必要な手続の実施その他の措置（本邦内の旅行であつて、契約の締結の前に旅行者にこれらの措置を講じない旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付した場合を除く。）

四　旅行に関する計画における二人以上の旅行者が同一の日程により行動することを要する区間における円滑な旅行の実施を確保するために必要な集合時刻、集合場所その他の事項に関する指示

（旅程管理業務に関する実務の経験）

第三十三条　法第十二条の十一第一項の国土交通省令で定める旅程管理業務に関する実務の経験は、同項に規定する研修の課程を修了した日の前後一年以内に一回以上又は当該研修の課程を修了した日から三年以内に二回以上の旅程管理業務（本邦外の企画旅行に参加する旅行者に同行する者にあつては、本邦外の旅行に関する旅程管理業務に限る。）に従事した経験（観光庁長官が、本邦外の企画旅行に係る旅程管理業務

に関し特別の事情があると認めて、旅行の目的地の状況、言語その他の事項を勘案し旅行の目的地及び期間を限定して異なる経験を告示により指定した場合にあつては、当該指定による経験）とする。

2　前項の場合において、法第十二条の十一第一項の規定に適合する者の指導による旅程管理業務に相当する実務の研修を受けた経験は、当該研修を受けた地域を目的地とする旅行に係る旅程管理業務に従事した経験とみなす。

（登録の申請）

第三十四条　法第十二条の十二（法第十二条の十五第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第十二条の十一第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、観光庁長官に提出しなければならない。

一　登録を受けようとする者の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録を受けようとする者が旅程管理研修業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　登録を受けようとする者が旅程管理研修業務を開始する日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　登録を受けようとする者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ　定款又は寄付行為及び登記事項証明書

ロ　役員の氏名及び経歴を記載した書類

二　登録を受けようとする者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ　住民票の写し

ロ　履歴書

三　旅程管理研修が法別表第一の上欄に掲げる科目（以下この節において「登録研修科目」という。）について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師（以下この節において「登録研修講師」という。）により行われることを証する書類

四　登録研修講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別を記載した書類

五　登録を受けようとする者が法第十二条の十三各号のいずれにも該当しないことを証する書類

（登録研修機関登録簿の記載事項）

第三十五条　法第十二条の十四第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　旅程管理研修業務を行う事務所の名称

二　旅程管理研修業務の開始日

（旅程管理研修業務の実施基準）

第三十六条　法第十二条の十六の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　旅行業に従事する者に対して、旅程管理研修を行うこと。

二　旅程管理研修を毎年一回以上行うこと。

三　登録研修科目の研修時間等の研修の内容及び研修の方法が、それぞれ観光庁長官が告示で定める基準に適合するものであること。

四　観光庁長官が告示で定める基準に適合する教材（以下この節において「登録研修教材」という。）を使用するものであること。

五　登録研修講師は旅程管理研修の内容に関する受講者の質問に対し、旅程管理研修中に適切に応答すること。

六　観光庁長官が告示で定めるところにより旅程管理研修の修了試験（以下この節において「修了試験」という。）を行い、当該試験に合格した者に対して、旅程管理研修の修了証明書（以下この節において「修了証明書」という。）を交付すること。

七　旅程管理研修を実施する日時、場所その他旅程管理研修の実施に関し必要な事項及び当該研修が旅程管理研修である旨を公示すること。

（登録事項の変更の届出）

第三十七条　登録研修機関（法第十二条の十一第一項に規定する「登録研修機関」をいう。以下この節において同じ。）は、法第十二条の十七の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を観光庁長官に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする日

三　変更の理由

（旅程管理研修業務規程の記載事項）

第三十七条の二　法第十二条の十八第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　旅程管理研修業務を行う時間及び休日に関する事項

二　旅程管理研修業務を行う事務所に関する事項

三　旅程管理研修の日程及び公示方法に関する事項

四　旅程管理研修の受講の申請に関する事項

五　旅程管理研修の実施方法に関する事項

六　旅程管理研修に関する料金及びその収納の方法に関する事項

七　旅程管理研修の内容及び時間に関する事項

八　登録研修教材に関する事項

九　修了試験の実施方法

十　修了証明書の交付及び再交付に関する事項

十一　旅程管理研修業務に関する秘密の保持に関する事項

十二　旅程管理研修業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

十三　不正な受講者の処分に関する事項

十四　その他旅程管理研修業務に関し必要な事項

（旅程管理研修業務の休廃止の届出）

第三十七条の三　登録研修機関は、法第十二条の十九の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を観光庁長官に提出しなければならない。

一　休止又は廃止しようとする旅程管理研修業務の範囲

二　旅程管理研修業務を休止又は廃止しようとする日

三　旅程管理研修業務を休止しようとする期間

四　旅程管理研修業務を休止又は廃止しようとする理由

（財務諸表等の閲覧の方法）

第三十七条の四　法第十二条の二十第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

第三十七条の五　法第十二条の二十第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち、登録研修機関が定めるものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

（帳簿の記載事項）

第三十七条の六　法第十二条の二十四の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　旅程管理研修の料金の収納に関する事項

二　旅程管理研修の受講申請の受理に関する事項

三　旅程管理研修の証明書の交付及び再交付に関する事項

四　その他旅程管理研修の実施状況に関する事項

2　登録研修機関は、法第十二条の二十四の帳簿を備え、旅程管理研修業務を廃止するまで保存しなければならない。

3　登録研修機関は、旅程管理研修に用いた登録研修教材並びに修了試験に用いた問題用紙及び答案用紙を旅程管理研修を実施した日から三年間保存しなければならない。

（旅程管理研修業務の引継ぎ）

第三十七条の七　登録研修機関は、法第十二条の二十七第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　旅程管理研修業務を観光庁長官に引き継ぐこと。

二　旅程管理研修業務に関する帳簿及び書類を観光庁長官に引き継ぐこと。

三　その他観光庁長官が必要と認める事項

（禁止行為）

第三十七条の八　法第十三条第三項第四号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　運送サービス（専ら企画旅行の実施のために提供されるものに限る。）を提供する者に対し、輸送の安全の確保を不当に阻害する行為

二　旅行者に対し、旅行地において特定のサービスの提供を受けること又は特定の物品を購入することを強要する行為

三　宿泊のサービスを提供する者（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条の二第一項に規定する営業者を除く。）と取引を行う際に、当該者が住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第三条第一項の届出をした者であるかどうかの確認を怠る行為

（事業の廃止等の届出）

第三十八条　法第十五条第一項の規定により旅行業又は旅行業者代理業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業廃止

届出書を登録行政庁に提出しなければならない。

一　氏名又は商号若しくは名称及び住所
二　登録番号
三　事業廃止の年月日
四　事業廃止の理由

2　法第十五条第一項の規定により旅行業又は旅行業者代理業の全部の譲渡の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業譲渡届出書を登録行政庁に提出しなければならない。

一　前項第一号及び第二号に掲げる事項
二　事業譲渡の年月日
三　事業を譲り受けた者の氏名又は商号若しくは名称及び住所
四　事業譲渡の理由

3　法第十五条第一項の規定により分割による旅行業又は旅行業者代理業の全部の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業分割承継届出書を登録行政庁に提出しなければならない。

一　第一項第一号及び第二号に掲げる事項
二　事業分割承継の年月日
三　事業を分割により承継した法人の商号又は名称及び所在地
四　事業分割承継の理由

（法人の合併による消滅等の届出）

第三十九条　法第十五条第二項の規定により旅行業者等たる法人の合併による消滅の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した法人消滅届出書を登録行政庁に提出しなければならない。

一　氏名又は商号若しくは名称及び住所
二　登録番号
三　合併の年月日
四　合併後存続する法人又は合併により設立した法人の商号又は名称及び所在地
五　合併の理由

（死亡の届出）

第四十条　法第十五条第三項の規定により旅行業者等の死亡の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した旅行業者等死亡届出書を登録行政庁に提出しなければならない。

一　氏名又は商号若しくは名称及び住所
二　登録年月日
三　死亡の年月日

（心身の故障により認知等を適切に行うことができない状態となった場合の届出）

第四十条の二　旅行業者代理業者（個人にあつては、その法定代理人若しくは同居の親族を含む。）は、当該旅行業者代理業者（法人にあつては、その役員）が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたときは、登録行政庁（旅行業者代理業者が現に登録を受けている行政庁をいう。）に届け出なければならない。この場合においては、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

（手数料）

第四十一条　令第四条第一項から第三項までに規定する手数料は、それぞれ更新登録申請書、旅行業務取扱管理者試験受験願書又は旅程管理研修受講申請書に収入印紙を貼つて納めなければならない。

2　法第六十九条第九項の規定により前項の手数料を旅行業協会に納付する場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該旅行業協会の試験事務規程に定めるところによる。

3　すでに納めた手数料は、いかなる理由があつても返さない。

第二節　旅行サービス手配業

（新規登録の申請手続）

第四十二条　法第二十三条の規定による旅行サービス手配業の登録（以下この節において「新規登録」という。）の申請をしようとする者は、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、第十六号様式による新規登録申請書を提出しなければならない。

（新規登録の添付書類）

第四十三条　法第二十四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

一　申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類
　イ　定款又は寄附行為
　ロ　登記事項証明書
　ハ　次に掲げる事項を記載した書類
　　(1)　旅行サービス手配業務に係る事業の計画
　　(2)　旅行サービス手配業務に係る組織の概要
　ニ　法第六条第一項第一号、第二号、第四号及び第八号並びに法第二十六条第一項第三号から第五号までのいずれにも該当しないことを証する書類
二　申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類
　イ　住民票の写し
　ロ　申請者が未成年者であるときは、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者の氏名）を記載した書類（申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者であるときは、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面）
　ハ　法第六条第一項第一号から第四号まで及び第八号並びに法第二十六条第一項第二号、第三号及び第五号のいずれにも該当しないことを証する書類
　ニ　前号ハに掲げる書類

2　前項の規定にかかわらず、都道府県知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により地方公共団体情報システム機構から当該申請者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものの提供を受ける場合又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により当該申請者に係る都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを利用する場合の法第二十四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、前項第一号及び第二号ロからニまでに掲げるものとする。

（旅行サービス手配業者登録簿の様式）

第四十四条　法第二十五条第一項の旅行サービス手配業者登録簿の様式は、第十七号様式とする。

（心身の故障により旅行サービス手配業を適正に遂行することができない者）

第四十四条の二　法第二十六条第一項第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により旅行サービス手配業を適正に遂行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（登録事項の変更の届出）

第四十五条　旅行サービス手配業者は、法第二十七条第一項の規定により登録事項の変更の届出をしようとするときは、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、第十八号様式による登録事項変更届出書を提出しなければならない。ただし、法第二十四条第一項第二号に規定する主たる営業所の所在地の変更（都道府県の区域を異にする所在地の変更に限る。）の届出をしようとするときは、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出書を提出しなければならない。

2　前項の届出書には、変更に係る事項に関する第十九号様式による書類及び法人の代表者が法第六条第一項第七号に該当しないことを証する書類（変更に係る事項が法人の代表者の氏名であるときに限る。）を添付しなければならない。

3　第四条の二第三項から第五項までの規定は、第一項ただし書の届出事項の登録の実施について準用する。この場合において、同条第三項中「登録行政庁（旅行業者が現に登録を受けている行政庁をいう。以下この条、第九条の二及び第二十二条において同じ。）」とあり、並びに同項、同条第四項及び第五項中「登録行政庁」とあるのは「変更前の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事」と読み替えるものとする。

（旅行サービス手配業務取扱管理者の職務）

第四十六条　法第二十八条第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第三十条の規定による書面の交付に関する事項
二　旅行サービス手配業務に関する苦情の処理に関する事項
三　契約締結の年月日、契約の相手方その他の旅行サービス手配業務に関し取引をする者と締結した契約の内容に係る重要な事項についての明確な記録又は関係書類の保管に関する事項
四　前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

（法第二十八条第六項の国土交通省令で定める期間）

第四十七条　法第二十八条第六項の国土交通省令で定める期間は、五年とする。

（準用）

第四十八条　第三十四条から第三十七条の七までの規定は、法第二十八条第五項に規定する登録研修機関について準用する。この場合において、第三十四条第一項及び第三十七条中「第十二条の十一第一項」とあるのは「第二十八条第五項」と、同項第二号及び第三号、第三十五条、第三十七条の二第一号、第二号、第十一

号、第十二号及び第十四号、第三十七条の三、第三十七条の六第二項並びに第三十七条の七第一号及び第二号中「旅程管理研修業務」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務」と、第三十四条第二項第三号、第三十六条第一号、第二号及び第五号から第七号まで、第三十七条の二第三号から第七号まで並びに第三十七条の六第一項及び第三項中「旅程管理研修」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修」と、第三十四条第二項第三号中「別表第一」とあるのは「別表第二」と、第三十六条第一号中「旅行業」とあるのは「旅行サービス手配業」と読み替えるものとする。

（書面の記載事項）

第四十九条　法第三十条第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　旅行サービス手配業務に関し取引をする者の氏名又は商号若しくは名称及び住所（当該者が旅行業者等又は旅行サービス手配業者である場合においては、氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに登録番号）

二　契約を締結する旅行サービス手配業者の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに登録番号

三　旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容

四　旅行サービス手配業者が旅行サービス手配業務に関し取引をする者に支払う対価又は旅行サービス手配業務の取扱いの料金に関する事項

五　当該契約に係る旅行サービス手配業務を取り扱う営業所の名称及び所在地

六　当該契約に係る旅行サービス手配業務取扱管理者の氏名

七　契約締結の年月日

（情報通信の技術を利用する方法）

第五十条　第二十七条の五の規定は、法第三十条第二項の規定により同項に規定する措置を講ずるときについて準用する。この場合において、第二十七条の五第一項第一号中「旅行業者等」とあるのは「旅行サービス手配業者」と、同号中「旅行業務に関し取引をする者（旅行者を除く。以下この条において同じ。）」とあり、並びに同号イからハまで及び同条第二項第一号中「旅行業務に関し取引をする者」とあるのは「旅行サービス手配業務に関し取引をする者」と読み替えるものとする。

第五十一条　第二十七条の六第一項の規定は令第二条第三項において準用する令第一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容について、第二十七条の六第二項の規定は令第二条第三項において準用する令第一条第一項の承諾又は同条第二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、第二十七条の六第二項第一号中「旅行業務」とあるのは「旅行サービス手配業務」と、「旅行業者等」とあるのは「旅行サービス手配業者」と読み替えるものとする。

（禁止行為）

第五十二条　法第三十一条第三項の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　旅行サービス手配業務に関し取引をする者に対し、法令に違反する行為を行うことをあつせんし、又はその行為を行うことに関し便宜を供与する行為

二　運送サービス（専ら企画旅行の実施のために提供されるものに限る。）を提供する者に対し、輸送の安全の確保を不当に阻害する行為

三　旅行サービス手配業務に関し取引をする者に対し、旅行者が特定のサービスの提供を受けること又は特定の物品を購入することを強要する行為を行うことをあつせんし、又はその行為を行うことに関し便宜を供与する行為

（事業の廃止等の届出）

第五十三条　法第三十五条第一項の規定により旅行サービス手配業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業廃止届出書を主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一　氏名又は商号若しくは名称及び住所

二　登録番号

三　事業廃止の理由

四　事業廃止の年月日

2　法第三十五条第一項の規定により旅行サービス手配業の全部の譲渡の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業譲渡届出書を主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一　前項第一号及び第二号に掲げる事項

二　事業譲渡の年月日

三　事業を譲り受けた者の氏名又は商号若しくは名称及び住所

四　事業譲渡の理由

3　法第三十五条第一項の規定により分割による旅行サービス手配業の全部の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業分割承継届出書を主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一　第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二　事業分割承継の年月日

三　事業を分割により承継した法人の商号又は名称及び所在地

四　事業分割承継の理由

（法人の合併による消滅等の届出）

第五十四条　法第三十五条第二項の規定により旅行サービス手配業者たる法人の合併による消滅の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した法人消滅届出書を主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一　氏名又は商号若しくは名称及び住所

二　登録番号

三　合併の年月日

四　合併後存続する法人又は合併により設立した法人の商号又は名称及び所在地

五　合併の理由

（死亡の届出）

第五十五条　法第三十五条第三項の規定により旅行サービス手配業者の死亡の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した旅行サービス手配業者死亡届出書を主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一　氏名又は商号若しくは名称及び住所

二　登録年月日

三　死亡の年月日

（心身の故障により認知等を適切に行うことができない状態となつた場合の届出）

第五十五条の二　旅行サービス手配業者（個人にあつては、その法定代理人若しくは同居の親族を含む。）は、当該旅行サービス手配業者（法人にあつては、その役員）が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたときは、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合においては、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

（手数料）

第五十六条　令第四条第四項に規定する手数料は、旅行サービス手配業務取扱管理者研修受講申請書に収入印紙を貼つて納めなければならない。

2　すでに納めた手数料は、いかなる理由があつても返さない。

第三章　旅行業協会

（旅行業協会の指定の申請）

第五十七条　法第四十一条第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

二　事務所の所在地

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款

二　登記事項証明書

三　社員である旅行業者等の氏名又は商号若しくは名称、住所、登録番号及び登録年月日を記載した書類

四　役員の名簿及び履歴書

五　法第四十二条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画

六　最近の事業年度における事業報告書及び収支決算書

七　法第四十一条第一項第四号から第六号までに掲げる要件を備えていることを証する書類

（心身の故障により法第四十二条各号に掲げる業務を適正に行うことができない者）

第五十七条の二　法第四十一条第一項第六号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により法第四十二条各号に掲げる業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（名称等の変更の届出）

第五十八条　法第四十一条第三項の規定による変更の届出は、変更しようとする日の二週間前までに書面によりしなければならない。

（社員の加入及び脱退の報告）

第五十九条　法第四十四条の規定による報告は、社員の加入又は脱退につき次に掲げる事項を記載した報告書を提出することによりしなければならない。

一　新たに加入し、又は脱退した社員の氏名又は商号若しくは名称、住所、登録番号及び登録年月日

二　加入又は脱退の年月日

（認証の申出）

第六十条　法第四十八条第二項の規定によりその債権について旅行業協会の認証（以下「認証」

という。）を受けようとする者は、その者と取引をした保証社員（その者と取引をした旅行業者代理業者の所属旅行業者たる保証社員を含む。以下「認証対象保証社員」という。）が属する旅行業協会の弁済業務規約で定めるところにより、当該旅行業協会に認証の申出をしなければならない。

（認証の基準）

第六十一条　旅行業協会は、認証の申出があったときは、当該申出に理由がないと認める場合、認証の申出に係る債権について認証対象保証社員から弁済を受けることができないことについて申出人に故意又は重大な過失があると認める場合及び法第四十八条第一項の権利を有することの立証が不十分であると認める場合を除き、当該申出に係る債権について認証をしなければならない。

（認証事務の処理）

第六十二条　旅行業協会は、認証に係る事務を処理する場合には、認証申出書の受理の順序に従つてしなければならない。

2　前項の規定の適用については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出（認証対象保証社員について、以前に弁済業務保証金の還付が行われ、還付充当金が納付された場合にあつては、当該納付があつた後最初の認証の申出）のあつた日から六十日を経過した日までになされた認証対象保証社員に係る旅行者からの認証の申出は、当該最初の認証の申出のあつた日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなす。

3　旅行業協会は、申出人に対し、認証をする旨又は認証を拒否する旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

（弁済業務保証金準備金の取り崩し）

第六十三条　法第五十二条第七項の国土交通省令で定める額は、旅行業協会ごとに、当該旅行業協会に係る弁済業務保証金の還付に関する状況及び旅行業務に関し取引をした旅行者の保護を考慮して、観光庁長官が告示で定める額とする。

第四章　雑則

（意見の聴取の手続）

第六十四条　意見の聴取（観光庁長官がした処分に係るものに限る。）は、観光庁長官の指名する職員を議長とする意見聴取会において行う。

2　意見を聴取される者の代理人として意見聴取会に出席しようとする者は、書面をもつて代理人であることを疎明しなければならない。

3　議長は、意見の聴取を妨害し、又は意見聴取会の秩序をみだす者に対し退場を命ずることができる。

4　議長は、意見の聴取が終つたときは、速やかに、意見の聴取の概要について記録書を作成し、観光庁長官に提出しなければならない。

5　議長は、やむを得ないと認める場合には、意見の聴取を延期し、又は続行することができる。

6　議長は、前項の規定により意見の聴取を延期したときは、次回の意見聴取会の日時及び場所を定め、意見を聴取される者及び出席者に通知するものとする。

7　前各項に定めるもののほか、意見聴取会の議事手続その他意見の聴取について必要な事項は、議長が定める。

（法第六十八条の団体）

第六十五条　法第六十八条の規定により旅行業者等若しくは旅行業務に関する契約の実施のための業務に従事する者（以下この条において「旅行関連業務従事者」という。）又は旅行サービス手配業者若しくは旅行サービス手配業務に関する契約の実施のための業務に従事する者（以下この条において「旅行サービス手配関連業務従事者」という。）が組織する団体の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、旅行業者等又は旅行サービス手配業者が組織する団体にあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、それ以外の団体にあつては、観光庁長官に提出しなければならない。

一　名称及び主たる事務所の所在地
二　目的
三　事業の概要
四　代表者の氏名
五　成立の年月日
六　団体を組織する旅行業者等若しくは旅行関連業務従事者又は旅行サービス手配業者若しくは旅行サービス手配関連業務従事者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる営業所の所在地

（解散等の届出）

第六十六条　法第六十八条の団体は、解散し、又は前条第一号から第四号までに掲げる事項に変更があつた場合は、三十日以内に、その旨を観光庁長官（旅行業者等又は旅行サービス手配業者が組織する団体にあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事）に届け出なければならない。

（試験事務の代行）

第六十七条　旅行業協会は、法第六十九条第一項の規定により試験事務を行なおうとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名
二　試験事務を行なう事務所の所在地
三　試験事務を統括する役員の氏名
四　試験事務の実施に関する計画の概要

2　法第六十九条第一項の規定により試験事務を実施する旅行業協会の名称及び主たる事務所の所在地並びに試験事務を行う事務所の所在地は、次のとおりとする。

名称	主たる事務所の所在地	試験事務を行う事務所の所在地
一般社団法人日本旅行業協会	東京都千代田区霞が関三丁目三番三号全日通霞が関ビル	東京都千代田区霞が関三丁目三番三号全日通霞が関ビル
一般社団法人全国旅行業協会	東京都港区赤坂四丁目二番十九号赤坂シャスタイーストビル	東京都港区赤坂四丁目二番十九号赤坂シャスタイーストビル

（変更の届出）

第六十八条　旅行業協会は、前条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から十日以内に、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

（旅行業協会が試験事務を行う場合における規定の適用）

第六十九条　法第六十九条第一項の規定により旅行業協会が試験事務を行う場合における第十三条第一項並びに第十四条第一項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「観光庁長官」とあるのは、「旅行業協会」とする。

（試験事務規程）

第七十条　法第六十九条第二項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一　試験の種類に関する事項
二　試験事務を行なう事務所の所在地に関する事項
三　試験の実施の方法に関する事項
四　手数料の収納の方法に関する事項
五　前各号に掲げるもののほか、試験事務の実施に関し必要な事項

（試験委員の要件）

第七十一条　法第六十九条第四項の国土交通省令で定める要件を備える者は、第十二条に規定する科目のうちその担当する試験の科目について専門的な知識又は学識経験を有する者とする。

（報告）

第七十二条　旅行業者等、登録研修機関、旅行業協会又は法第六十八条の団体は、観光庁長官又は都道府県知事から法第七十条第一項の規定による報告を求められたときは、遅滞なく、要求のあつた事項について観光庁長官又は都道府県知事に報告しなければならない。

（身分証票の様式）

第七十三条　法第七十条第五項の身分を示す証票（国の職員が携帯するものを除く。）の様式は、第二十号様式とする。

（氏名等の公表方法）

第七十四条　観光庁長官は、法第七十一条の規定に基づき、法令違反行為を行つた者の氏名又は名称その他法令違反行為による被害の発生若しくは拡大を防止し、又は取引の公正を確保するために必要な事項を一般に公表するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（意見を述べる機会の供与）

第七十五条　法第七十一条の規定に基づき、法令違反行為を行つた者の氏名を一般に公表しようとするときは、あらかじめ、当該法令違反行為を行つた者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

（経由機関）

第七十六条　法又はこの省令の規定により観光庁長官に提出する書類は、第十三条第一項、第十四条第二項、第五十七条第一項、第五十八条、第五十九条、第六十七条第一項及び第六十八条に規定するものを除き、当該書類を提出する者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して提出しなければならない。

附　則　抄

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五条の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

2　旅行あつ旋業法施行規則（昭和二十七年運輸省令第七十九号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

附　則（昭和四七年三月二二日運輸省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四七年一一月二日運輸省令第五九号）

この省令は、昭和四十七年十一月十日から施行する。

附　則（昭和四八年一二月二〇日運輸省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五〇年七月一日運輸省令第二三号）

この省令は、昭和五十年七月十日から施行する。

附　則（昭和五二年七月九日運輸省令第二一号）

この省令は、昭和五十二年七月十五日から施行する。

附　則（昭和五三年三月二七日運輸省令第一一号）抄

（施行期日）

1　この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附　則（昭和五四年四月二八日運輸省令第一六号）抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　運輸大臣は、この省令の施行の際現に旅行業法第十一条の四第三項の規定による指定を受けている指定講習機関が実施する講習会の課程を修了した者について試験の一部を免除する事項その他試験の一部の免除に関し必要な事項をこの省令の施行の日から一月以内に官報で公示するものとする。

附　則（昭和五四年七月一二日運輸省令第三二号）

この省令は、昭和五十五年一月一日から施行する。

附　則（昭和五六年三月二五日運輸省令第七号）抄

1　この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附　則（昭和五六年九月二八日運輸省令第四二号）

この省令は、昭和五十六年十月一日から施行する。

附　則（昭和五八年二月一四日運輸省令第五号）

（施行期日）

1　この省令は、旅行業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（昭和五十八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に改正法による改正前の旅行業法（以下「旧法」という。）第十一条の三第四項第一号ロ又は同項第二号ロの規定による認定を受けた者については、この省令による改正前の旅行業法施行規則第十条第二項及び第三項並びに第十一条第一項の規定は、なおその効力を有する。

3　この省令の施行前に旧法第十一条の三第四項第一号ロ又は同項第二号ロの規定による認定を受けた者は、この省令による改正後の旅行業法施行規則（以下「新規則」という。）第二十条及び第三十三条の規定の適用については、それぞれ第二十条及び第三十三条に規定する国内旅行業務取扱主任者試験に合格した者又は一般旅行業務取扱主任者試験に合格した者とみなす。

4　改正法附則第六条第二項の規定により読み替えて適用される法第十二条の十一第一項の運輸省令で定める旅程管理業務に関する実務の経験は、新規則第三十四条に規定する経験とする。

附　則（昭和五九年三月一九日運輸省令第四号）

（施行期日）

1　この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附　則（昭和五九年六月二二日運輸省令第一八号）抄

（施行期日）

第一条　この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。

北海海運局長	北海道運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）	東北運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）及び新潟海運監理部長	新潟運輸局長
関東海運局長	関東運輸局長
東海海運局長	中部運輸局長
近畿海運局長	近畿運輸局長
中国海運局長	中国運輸局長
四国海運局長	四国運輸局長
九州海運局長	九州運輸局長
神戸海運局長	神戸海運監理部長
札幌陸運局長	北海道運輸局長
仙台陸運局長	東北運輸局長
新潟陸運局長	新潟運輸局長
東京陸運局長	関東運輸局長
名古屋陸運局長	中部運輸局長
大阪陸運局長	近畿運輸局長
広島陸運局長	中国運輸局長
高松陸運局長	四国運輸局長
福岡陸運局長	九州運輸局長

第三条　この省令の施行前に海運局支局長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした処分等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長がした処分等とみなし、この省令の施行前に海運局支局長に対してした申請等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長に対してした申請等とみなす。

附　則（昭和五九年一二月二〇日運輸省令第三八号）

この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附　則（昭和六〇年六月一五日運輸省令第二二号）抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和六二年三月二五日運輸省令第二五号）抄

（施行期日）

1　この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附　則（平成元年七月二〇日運輸省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成三年三月二二日運輸省令第二号）

（施行期日）

1　この省令は、平成三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附　則（平成五年七月一二日運輸省令第二三号）

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、平成五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日から平成七年九月三十日までの間においては、改正後の第七条第一号中「七千万円」とあるのは、「五千六百万円」とする。

附　則（平成六年三月二九日運輸省令第九号）

（施行期日）

1　この省令は、平成六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附　則（平成六年三月三〇日運輸省令第一二号）抄

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から三まで　略

四　第三条、第十八条、第四十四条及び第四十五条の規定　平成六年十月一日

附　則（平成六年九月三〇日運輸省令第四六号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

（聴聞に関する規定の整備に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行前に運輸省令の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この省令による改正後の関係省令の相当規定により行われたものとみなす。

附　則（平成八年二月二七日運輸省令第九号）

（施行期日）

第一条　この省令は、旅行業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　改正法附則第二条第一項の規定により改正法による改正前の旅行業法（以下「旧法」という。）の規定による一般旅行業又は国内旅行業の登録を受けている者が受けたとみなされる改正法による改正後の旅行業法（以下「新法」という。）の規定による旅行業の登録は、次のとおりとする。

一　主催旅行を実施する一般旅行業の登録にあつては、第一種旅行業の登録

二　主催旅行を実施する国内旅行業の登録にあつては、第二種旅行業の登録

三　前二号に掲げる登録以外の登録にあつては、第三種旅行業の登録

2　改正法附則第三条第一項の運輸省令で定める登録の申請は、主催旅行を実施しない一般旅行業者がした主催旅行を実施しない国内旅行業の新規登録の申請及び主催旅行を実施しない国内旅行業者がした主催旅行を実施しない一般旅行業の新規登録の申請以外の登録の申請とする。

3　改正法附則第三条第一項の規定により、旧法の規定による申請は、次に掲げるところにより、それぞれ新法の規定による申請とみなす。

一　主催旅行を実施する一般旅行業の新規登録の申請（次号に掲げるものを除く。）にあつては、第一種旅行業の新規登録の申請

二　国内旅行業者がした主催旅行を実施する一般旅行業の新規登録の申請にあつては、第一種旅行業への変更登録の申請

三　主催旅行を実施しない一般旅行業の新規登録の申請（次号に掲げるものを除く。）にあつては、第三種旅行業の新規登録の申請

四　主催旅行を実施する国内旅行業者がした主催旅行を実施しない一般旅行業の新規登録の申請にあつては、第三種旅行業への変更登録の申請

五　主催旅行を実施する国内旅行業の新規登録の申請（次号に掲げるものを除く。）にあつては、第二種旅行業の新規登録の申請

六　一般旅行業者がした主催旅行を実施する国内旅行業の新規登録の申請にあつては、第二種旅行業への変更登録の申請

七　主催旅行を実施しない国内旅行業の新規登録の申請（次号に掲げるものを除く。）にあつては、第三種旅行業の新規登録の申請

八　主催旅行を実施する一般旅行業者がした主催旅行を実施しない国内旅行業の新規登録の申請にあつては、第三種旅行業への変更登録の申請

九　旅行業代理店業の新規登録の申請にあつては、旅行業者代理業の新規登録の申請

十　主催旅行を実施する一般旅行業の更新登録の申請にあつては、第一種旅行業の更新登録の申請

十一　主催旅行を実施する国内旅行業の更新登録の申請にあつては、第二種旅行業の更新登録の申請

十二　主催旅行を実施しない一般旅行業又は国内旅行業の更新登録の申請にあつては、第三種旅行業の更新登録の申請

第三条　この省令の施行の際現にされている新規登録又は更新登録の申請に係る基準資産額については、なお従前の例による。

2　この省令の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間にされた新規登録、更新登録又は変更登録の申請については、この省令による改正後の旅行業法施行規則（以下「新規則」という。）第三条第二号中「七百万円」とあるのは「五百万円」とする。

第四条　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の旅行業法施行規則（以下「旧規則」という。）第三十四条第一項に規定する旅程管理業務に関する実務の経験を有する者については、この省令の施行の日に新規則第三十四条第一項に規定する旅程管理業務（旧規則第三十四条第一項第二号に規定する旅程管理業務に関する実務の経験を有する者にあつては、本邦外の旅行に関する旅程管理業務）に従事したとみなす。

2　この省令の施行の際現に旧法第十二条の十一第一項に規定する研修の課程を修了している者又は改正法附則第十条の規定により新法第十二条の十一第一項に規定する研修の課程を修了している者とみなされる者については、この省令の施行の日に当該研修の課程を修了したものとして新規則第三十四条第一項の規定を適用する。

附　則（平成九年一二月一五日運輸省令第七五号）

（施行期日）

1　この省令は、平成十年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　第二条の規定による改正前の旅行業法施行規則第一号様式及び第八号様式による新規登録申請書、更新登録申請書及び変更登録申請書並びに合格証再交付申請書については、それぞれ同条の規定による改正後の旅行業法施行規則第一号様式及び第八号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

3　第二条の規定による改正前の旅行業法施行規則第四号様式及び第六号様式による登録事項変更届出書及び取引額報告書については、それぞれ同条の規定による改正後の旅行業法施行規則第四号様式及び第六号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、押印することを要しない。

附　則（平成一二年三月二四日運輸省令第一一号）

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（旅行業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行前に改正前の旅行業法施行規則（以下「旧旅行業法施行規則」という。）第五条第一項の規定によりされた届出書の提出で、この省令の施行の日において提出先の行政庁が異なることとなるものは、改正後の旅行業法施行規則（以下「新旅行業法施行規則」という。）の相当規定によりされた提出とみなす。

2　旧旅行業法施行規則第一号様式による新規登録申請書、更新登録申請書及び変更登録申請書については、新旅行業法施行規則第一号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、収入印紙又は証紙のちょう付は、手数料を納めなければならない登録の申請の場合に限るものとする。

（証票等に関する経過措置）

第三条　この省令の施行前に交付した改正前のそれぞれの省令の規定による証票、身分証明書及び職員証は、改正後のそれぞれの省令の規定による証票、身分証明書及び職員証とみなす。

附　則（平成一二年三月二九日運輸省令第一四号）

（施行期日）

1　この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に和議開始の申立てをした会社が発行した社債券については、この省令による改正後の旅行業法施行規則第八条第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成一二年一一月二九日運輸省令第三九号）

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正前の船員法施行規則第十七号書式による災害補償審査（仲裁）申請書、水先法施行規則第一号様式による水先人免許申請書、第三号様式による水先免状再交付申請書、第四号様式による水先人免許更新申請書、第五号様式による水先人試験／第一次／第二次／受験申請書並びに第十二号様式による納付書、自動車登録番号標交付代行者規則別記様式による標識、自動車整備士技能検定規則第一号様式による自動車整備士技能検定申請書、自動車事故報告規則別記様式による自動車事故報告書、道路運送車両法施行規則第一号様式の三による封印取付受託者の標識、第四号様式による回送運行許可証、第十二号様式の三による検査標章、第十五号様式による軽自動車届出書、第十六号様式による軽自動車届出済証、第十七号様式の二による臨時運転番号標貸与証並びに第十七号様式の三による軽自動車届出済証記入申請書、船舶職員法施行規則の一部を改正する省令（平成十一年運輸省令第四号）別記様式による海技免状引換え申請書、第二号様式による

海技従事者免許申請書、第三号様式による限定解除申請書、第六号様式による登録事項（海技免状）訂正申請書、第七号様式による海技免状更新申請書、第九号様式による海技免状再交付申請書、第十一号様式その一による海技士（航海）・海技士（機関）・海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格に係る海技従事者国家試験申請書（一）、第十一号様式その二による小型船舶操縦士の資格に係る海技従事者国家試験申請書、第十三号様式による船舶職員養成の実施状況報告書、第十五号様式による乗組み基準特例許可申請書、第十五号様式の二による締約国資格受有者承認申請書・登録事項（承認証）訂正申請書・承認証再交付申請書、第十六号様式その一による納付書並びに第十六号様式その二による納付書、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第一号様式による衛生管理者資格認定申請書、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第三号様式による登録証書、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十号様式による登録事項等通知書、第十一号様式による抹消登録証明書、第十二号様式から第十四号様式までによる登録事項等証明書、第十五号様式による自動車検査証、第十六号様式による自動車検査証返納証明書、第十七号様式による自動車予備検査証並びに第十八号様式による限定自動車検査証、旅行業法施行規則第一号様式による新規登録申請書、変更登録申請書及び更新登録申請書、第三号様式による旅行業者登録簿及び旅行業者代理業者登録簿、第四号様式による登録事項変更届出書、第五号様式による変更届出添付書類、第六号様式による取引額報告書、第十一号様式及び第十二号様式による旅行業登録票並びに第十三号様式及び第十四号様式による旅行業者代理業登録票、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第十号様式による変更承認申請書並びに船舶料理士に関する省令第一号様式による船舶料理士資格証明書交付申請書及び第三号様式による船舶料理士資格証明書再交付申請書は、この省令による改正後のそれぞれの書式又は様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附　則（平成一三年三月一五日国土交通省令第三七号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附　則（平成一三年三月二六日国土交通省令第四二号）

この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附　則（平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附　則（平成一四年八月二日国土交通省令第九三号）

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年八月五日）から施行する。

附　則（平成一四年一二月二七日国土交通省令第一二一号）

この省令は、証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十五年一月六日）から施行する。

附　則（平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一六年一二月一三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

1　この省令は、旅行業法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。ただし、第八条の改正規定（同条第四号に係る部分に限る。）は、破産法の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の旅行業法施行規則第三十四条第一項に規定する旅程管理業務に関する実務の経験は、この省令による改正後の旅行業法施行規則第三十三条第一項に規定する旅程管理業務に関する実務の経験とみなす。

附　則（平成一七年三月七日国土交通省令第一二号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一七年三月二八日国土交通省令第二一号）

この省令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附　則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

（経過措置）

第三条　この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によってしたものとみなす。

附　則（平成一八年七月二一日国土交通省令第八〇号）

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の旅行業法施行規則第二十条第二号から第四号までの規定は、平成十八年度以後に総合旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務若しくは海外旅行実務又は国内旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務について合格点を得た者について適用する。

附　則（平成一九年三月一二日国土交通省令第一〇号）

この省令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

附　則（平成二〇年九月一日国土交通省令第七七号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

（経過措置）

第四条　この省令の施行の際現に存する第二条の規定による改正前の海難審判法施行規則別表による証票、第六条の規定による改正前の通訳案内士法施行規則第一号様式による合格証書及び第二号様式による筆記試験合格証書、第九条の規定による改正前の旅行業法施行規則第一号様式による申請書、第三号様式による登録簿、第四号様式による登録事項変更届出書、第五号様式による書類、第六号様式による取引額報告書、第七号様式による旅行業務取扱管理者試験合格証、第八号様式による合格証再交付申請書、第十一号様式による標識、第十二号様式による標識、第十三号様式による標識、第十四号様式による標識、第十五号様式による証票、第十二条の規定による改正前の国際観光ホテル整備法施行規則第三号様式による証明書並びに第十八条の規定による改正前の観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則別記様式による標識は、それぞれ第二条の規定による改正後の海難審判法施行規則別表による証票、第六条の規定による改正後の通訳案内士法施行規則第一号様式による合格証書及び第二号様式による筆記試験合格証書、第九条の規定による改正後の旅行業法施行規則第一号様式による申請書、第三号様式による登録簿、第四号様式による登録事項変更届出書、第五号様式による書類、第六号様式による取引額報告書、第七号様式による旅行業務取扱管理者試験合格証、第八号様式による合格証再交付申請書、第十一号様式による標識、第十二号様式による標識、第十三号様式による標識、第十四号様式による標識、第十五号様式による証票、第十二条の規定による改正前の国際観光ホテル整備法施行規則第三号様式による証明書並びに第十八条の規定による改正前の観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則別記様式による標識とみなす。

附　則（平成二〇年一二月一日国土交通省令第九七号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二一年八月二八日国土交通省令第五三号）

（施行期日）

第一条　この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

（証票に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の旅行業法施行規則第十六号様式による証票は、この省令による改正後の旅行業法施行規則第十六号様式による証票とみなす。

附　則（平成二四年三月三〇日国土交通省令第二五号）

この省令は、民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附　則（平成二四年六月二九日国土交通省令第六八号）

この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。

附　則（平成二四年一二月一四日国土交通省令第八九号）

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に存する改正前の旅行業法施行規則第一号様式による申請書、第三号様式による登録簿及び第五号様式による書類は、それぞれこの省令による改正後の旅行業法施行規則第一号様式による申請書、第三号様式による登録簿及び第五号様式による書類とみなす。

附　則（平成二七年一二月九日国土交通省令第八二号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第八条、第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

（旅行業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第九条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の旅行業法施行規則第一条の四第二項及び第三項並びに第一条の五第二項及び第三項の規定の適用については、同令第一条の四第二項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものの提供」とあるのは「の提供」と、同条第三項中「のうち住民票コード以外のものの提供」とあるのは「の提供」と、「のうち住民票コード以外のものを利用」とあるのは「を利用」と、同令第一条の五第二項及び第三項中「のうち住民票コード以外のものの提供」とあるのは「の提供」と、同項中「のうち住民票コード以外のものを利用」とあるのは「を利用」とする。

附　則（平成二九年一〇月六日国土交通省令第六〇号）

この省令は、平成二十九年十月七日から施行する。

附　則（平成二九年一〇月三一日国土交通省令第六六号）

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年一月四日から施行する。

（経過措置）

2　当分の間、第一条の規定による改正後の旅行業法施行規則第四十三条第二項の適用については、同項中「のうち住民票コード以外のものの提供」とあるのは「の提供」と、「のうち住民票コード以外のものを利用」とあるのは「を利用」とする。

附　則（平成三〇年一月四日国土交通省令第一号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年一月四日）から施行する。

附　則（平成三〇年三月三〇日国土交通省令第二二号）

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にされた旅行業法第四条の登録の申請又は同法第六条の三の有効期間の更新の登録の申請であって、観光庁長官による登録をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

附　則（平成三〇年四月一六日国土交通省令第三八号）

この省令は、平成三十年六月十五日から施行する。

附　則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附　則（令和元年九月一三日国土交通省令第三四号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

附　則（令和元年一二月一六日国土交通省令第四七号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附　則（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

1　この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和三年八月三一日国土交通省令第五三号）

（施行期日）

1　この省令は、令和三年九月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和四年二月二八日国土交通省令第七号）

（施行期日）

1　この省令は、令和五年二月二十八日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附　則（令和五年四月二八日国土交通省令第四二号）

この省令は、所得税法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和五年五月一日）から施行する。

附　則（令和五年一二月二八日国土交通省令第九八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和六年三月二九日国土交通省令第二六号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附　則（令和六年五月二七日国土交通省令第六二号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。

別表第一（第七条関係）

前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額（第6条の2第1項に掲げる場合にあつては、同条第2項に掲げる額）	営業保証金の額			
	第一種旅行業の登録を受けた者	第二種旅行業の登録を受けた者	第三種旅行業の登録を受けた者	地域限定旅行業の登録を受けた者
400万円未満	700万円	110万円	30万円	15万円
400万円以上500万円	700万円	110万円	30万円	15万円
500万円以上2億円	700万円	110万円	30万円	15万円
2億円	700万円	110万円	45万円	15万円
4億円	700万円	110万円	75万円	15万円
7億円	700万円	130万円	90万円	15万円
10億円	700万円	140万円	100万円	15万円
15億円	700万円	150万円	112万円	16万円
20億円	700万円	160万円	120万円	20万円
30億円	700万円	200万円	120万円	20万円

| | | |

新規登録
更新登録 申請書(2)
（その他の営業所）

営業所の名称	所　　在　　地

（日本産業規格　A列4番）

新規登録
更新登録 申請書(3)
（発行業務を取り扱わせる発行業者代理業者）

発行業者代理業者の名称又は名称及び住所	営業所の名称	所　　在　　地

注　発行業の新規登録又は更新登録の申請をする者が、発行業務を取り扱わせる発行業者代理業者について記載すること。

（日本産業規格　A列4番）

第二号様式（第一条の四関係）

第二号様式（第一条の四関係）（第四項第四号・第五項第四号・第六項第四号・第七項第四号・第四項第四号の四・第四項第四号の六・第四項第四号の八・一部改正）

財産に関する調書

年　月　日現在

資　　産	価　　額	摘　　要
資産 現金・預金 有価証券 未収入金 土地 建物 機械器具 その他 計		
負債 借入金 未払金 預り金 前受金 その他 計		

（日本産業規格　A列4番）

備考　(1)　この調書は、登録申請者が個人である場合のみ、記入すること。
(2)　「機械」とは、営業機、地上機、電話加入機、その他の無形固定資産をいう。

第三号様式（第二条関係）

第三号様式（第二条関係）（第四項第四号・第四項第四号・第四項第四号・第五項第四号・第六項第四号・第七項第四号・第四項第四号の四・第四項第四号の六・第四項第四号の八・一部改正）

発行業務
発行業者代理業 登録簿 (1)

発行業務	組織	現況	登録年月日　年　月　日
組織	主たる事務所	登録	発行業務	番号
		地番	発行業者代理業
業務の範囲（発行業の場合）	第一種発行業務　第二種発行業務　第三種発行業務 地域限定発行業務		
法人名（法人にあっては、その商号）	ふりがな		
代表者の氏名（法人の場合）	ふりがな		
法人番号（法人にあっては、その商号）	ふりがな		
郵便番号	ふりがな		
主たる営業所の名称	ふりがな	主たる営業所の所在地	ふりがな
代理する発行業者（発行業者代理業の場合）			
氏名又は名称	住所		

変更登録		変更登録	
年月日	年月日	年月日	変更内容

（日本産業規格A列4番）

第二号様式（第一条の四関係）

第三号様式（第二条関係）

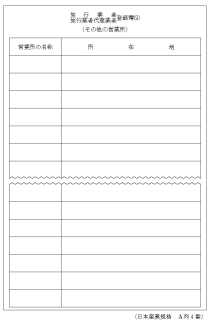

発行業者（第三種業者登録簿）の
発行業者代理業者
（その他の営業所）

営業所の名称	所　　在　　地

（日本産業規格　A列４番）

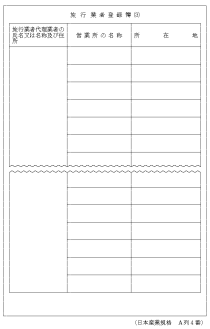

発行業者登録簿（Ⅱ）

発行業者代理業者の氏名又は名称及び住所	営業所の名称	所　　在　　地

（日本産業規格　A列４番）

第四号様式（第五条関係）

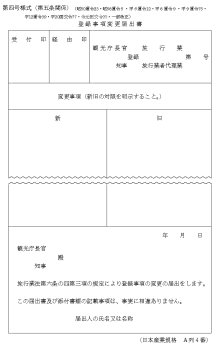

第四号様式（第五条関係）（第50条第6項・第51条第3項・第54条第2項・第55条第4項・第56条第3項・第57条第3項・第58条第4項・第59条第2項・第61条第2項・第62条第2項・第63条第2項・第64条第2項・第65条第2項・第66条第2項・第67条・第68条第2項・第69条第2項・第70条第2項・第71条第2項・第72条第2項・第73条第2項・第74条第2項・第75条第2項・第76条第2項・第77条第2項・第78条第2項・第79条第2項・第80条第2項・第81条第2項・第82条第2項・第83条第2項・第84条第2項・第85条第2項・第86条第2項・第87条第2項・第88条第2項・第89条第2項・第90条第2項・第91条第2項・第92条第2項・第93条第2項・第94条第2項・第95条第2項・第96条第2項・第97条第2項・第98条第2項・第99条第2項・第100条第2項・第101条第2項・第102条第2項・第103条第2項・第104条第2項・第105条第2項・第106条第2項・第107条第2項・第108条第2項・第109条第2項・第110条第2項・第111条第2項・第112条第2項・第113条第2項・第114条第2項・第115条第2項・第116条第2項・第117条第2項・第118条第2項・第119条第2項・第120条第2項・第121条第2項・第122条第2項・第123条第2項・第124条第2項・第125条第2項・第126条第2項・第127条第2項・第128条第2項・第129条第2項・第130条第2項・第131条第2項・第132条第2項・第133条第2項・第134条第2項・第135条第2項・第136条第2項・第137条第2項・第138条第2項・第139条第2項・第140条第2項・第141条第2項・第142条第2項・第143条第2項・第144条第2項・第145条第2項・第146条第2項・第147条第2項・第148条第2項・第149条第2項・第150条第2項・第151条第2項・第152条第2項・第153条第2項・第154条第2項・第155条第2項・第156条第2項・第157条第2項・第158条第2項・第159条第2項・第160条第2項・第161条第2項・第162条第2項・第163条第2項・第164条第2項・第165条第2項・第166条第2項・第167条第2項・第168条第2項・第169条第2項・第170条第2項・第171条第2項・第172条第2項・第173条第2項・第174条第2項・第175条第2項・第176条第2項・第177条第2項・第178条第2項・第179条第2項・第180条第2項・第181条第2項・第182条第2項・第183条第2項・第184条第2項・第185条第2項・第186条第2項・第187条第2項・第188条第2項・第189条第2項・第190条第2項・第191条第2項・第192条第2項・第193条第2項・第194条第2項・第195条第2項・第196条第2項・第197条第2項・第198条第2項・第199条第2項・第200条第2項・第201条第2項・第202条第2項・第203条第2項・第204条第2項・第205条第2項・第206条第2項・第207条第2項・第208条第2項・第209条第2項・第210条第2項・第211条第2項・第212条第2項・第213条第2項・第214条第2項・第215条第2項・第216条第2項・第217条第2項・第218条第2項・第219条第2項・第220条第2項・第221条第2項・第222条第2項・第223条第2項・第224条第2項・第225条第2項・第226条第2項・第227条第2項・第228条第2項・第229条第2項・第230条第2項・第231条第2項・第232条第2項・第233条第2項・第234条第2項・第235条第2項・第236条第2項・第237条第2項・第238条第2項・第239条第2項・第240条第2項・第241条第2項・第242条第2項・第243条第2項・第244条第2項・第245条第2項・第246条第2項・第247条第2項・第248条第2項・第249条第2項・第250条第2項・第251条第2項・第252条第2項・第253条第2項・第254条第2項・第255条第2項・第256条第2項・第257条第2項・第258条第2項・第259条第2項・第260条第2項・第261条第2項・第262条第2項・第263条第2項・第264条第2項・第265条第2項・第266条第2項・第267条第2項・第268条第2項・第269条第2項・第270条第2項・第271条第2項・第272条第2項・第273条第2項・第274条第2項・第275条第2項・第276条第2項・第277条第2項・第278条第2項・第279条第2項・第280条第2項・第281条第2項・第282条第2項・第283条第2項・第284条第2項・第285条第2項・第286条第2項・第287条第2項・第288条第2項・第289条第2項・第290条第2項・第291条第2項・第292条第2項・第293条第2項・第294条第2項・第295条第2項・第296条第2項・第297条第2項・第298条第2項・第299条第2項・第300条第2項・第301条第2項・第302条第2項・第303条第2項・第304条第2項・第305条第2項・第306条第2項・第307条第2項・第308条第2項・第309条第2項・第310条第2項・第311条第2項・第312条第2項・第313条第2項・第314条第2項・第315条第2項・第316条第2項・第317条第2項・第318条第2項・第319条第2項・第320条第2項・第321条第2項・第322条第2項・第323条第2項・第324条第2項・第325条第2項・第326条第2項・第327条第2項・第328条第2項・第329条第2項・第330条第2項・第331条第2項・第332条第2項・第333条第2項・第334条第2項・第335条第2項・第336条第2項・第337条第2項・第338条第2項・第339条第2項・第340条第2項・第341条第2項・第342条第2項・第343条第2項・第344条第2項・第345条第2項・第346条第2項・第347条第2項・第348条第2項・第349条第2項・第350条第2項・第351条第2項・第352条第2項・第353条第2項・第354条第2項・第355条第2項・第356条第2項・第357条第2項・第358条第2項・第359条第2項・第360条第2項・第361条第2項・第362条第2項・第363条第2項・第364条第2項・第365条第2項・第366条第2項・第367条第2項・第368条第2項・第369条第2項・第370条第2項・第371条第2項・第372条第2項・第373条第2項・第374条第2項・第375条第2項・第376条第2項・第377条第2項・第378条第2項・第379条第2項・第380条第2項・第381条第2項・第382条第2項・第383条第2項・第384条第2項・第385条第2項・第386条第2項・第387条第2項・第388条第2項・第389条第2項・第390条第2項・第391条第2項・第392条第2項・第393条第2項・第394条第2項・第395条第2項・第396条第2項・第397条第2項・第398条第2項・第399条第2項・第400条第2項・第401条第2項・第402条第2項・第403条第2項・第404条第2項・第405条第2項・第406条第2項・第407条第2項・第408条第2項・第409条第2項・第410条第2項・第411条第2項・第412条第2項・第413条第2項・第414条第2項・第415条第2項・第416条第2項・第417条第2項・第418条第2項・第419条第2項・第420条第2項・第421条第2項・第422条第2項・第423条第2項・第424条第2項・第425条第2項・第426条第2項・第427条第2項・第428条第2項・第429条第2項・第430条第2項・第431条第2項・第432条第2項・第433条第2項・第434条第2項・第435条第2項・第436条第2項・第437条第2項・第438条第2項・第439条第2項・第440条第2項・第441条第2項・第442条第2項・第443条第2項・第444条第2項・第445条第2項・第446条第2項・第447条第2項・第448条第2項・第449条第2項・第450条第2項・第451条第2項・第452条第2項・第453条第2項・第454条第2項・第455条第2項・第456条第2項・第457条第2項・第458条第2項・第459条第2項・第460条第2項・第461条第2項・第462条第2項・第463条第2項・第464条第2項・第465条第2項・第466条第2項・第467条第2項・第468条第2項・第469条第2項・第470条第2項・第471条第2項・第472条第2項・第473条第2項・第474条第2項・第475条第2項・第476条第2項・第477条第2項・第478条第2項・第479条第2項・第480条第2項・第481条第2項・第482条第2項・第483条第2項・第484条第2項・第485条第2項・第486条第2項・第487条第2項・第488条第2項・第489条第2項・第490条第2項・第491条第2項・第492条第2項・第493条第2項・第494条第2項・第495条第2項・第496条第2項・第497条第2項・第498条第2項・第499条第2項・第500条第2項・第501条第2項・第502条第2項・第503条第2項・第504条第2項・第505条第2項・第506条第2項・第507条第2項・第508条第2項・第509条第2項・第510条第2項・第511条第2項・第512条第2項・第513条第2項・第514条第2項・第515条第2項・第516条第2項・第517条第2項・第518条第2項・第519条第2項・第520条第2項・第521条第2項・第522条第2項・第523条第2項・第524条第2項・第525条第2項・第526条第2項・第527条第2項・第528条第2項・第529条第2項・第530条第2項・第531条第2項・第532条第2項・第533条第2項・第534条第2項・第535条第2項・第536条第2項・第537条第2項・第538条第2項・第539条第2項・第540条第2項・第541条第2項・第542条第2項・第543条第2項・第544条第2項・第545条第2項・第546条第2項・第547条第2項・第548条第2項・第549条第2項・第550条第2項・第551条第2項・第552条第2項・第553条第2項・第554条第2項・第555条第2項・第556条第2項・第557条第2項・第558条第2項・第559条第2項・第560条第2項・第561条第2項・第562条第2項・第563条第2項・第564条第2項・第565条第2項・第566条第2項・第567条第2項・第568条第2項・第569条第2項・第570条第2項・第571条第2項・第572条第2項・第573条第2項・第574条第2項・第575条第2項・第576条第2項・第577条第2項・第578条第2項・第579条第2項・第580条第2項・第581条第2項・第582条第2項・第583条第2項・第584条第2項・第585条第2項・第586条第2項・第587条第2項・第588条第2項・第589条第2項・第590条第2項・第591条第2項・第592条第2項・第593条第2項・第594条第2項・第595条第2項・第596条第2項・第597条第2項・第598条第2項・第599条第2項・第600条第2項・第601条第2項・第602条第2項・第603条第2項・第604条第2項・第605条第2項・第606条第2項・第607条第2項・第608条第2項・第609条第2項・第610条第2項・第611条第2項・第612条第2項・第613条第2項・第614条第2項・第615条第2項・第616条第2項・第617条第2項・第618条第2項・第619条第2項・第620条第2項・第621条第2項・第622条第2項・第623条第2項・第624条第2項・第625条第2項・第626条第2項・第627条第2項・第628条第2項・第629条第2項・第630条第2項・第631条第2項・第632条第2項・第633条第2項・第634条第2項・第635条第2項・第636条第2項・第637条第2項・第638条第2項・第639条第2項・第640条第2項・第641条第2項・第642条第2項・第643条第2項・第644条第2項・第645条第2項・第646条第2項・第647条第2項・第648条第2項・第649条第2項・第650条第2項・第651条第2項・第652条第2項・第653条第2項・第654条第2項・第655条第2項・第656条第2項・第657条第2項・第658条第2項・第659条第2項・第660条第2項・第661条第2項・第662条第2項・第663条第2項・第664条第2項・第665条第2項・第666条第2項・第667条第2項・第668条第2項・第669条第2項・第670条第2項・第671条第2項・第672条第2項・第673条第2項・第674条第2項・第675条第2項・第676条第2項・第677条第2項・第678条第2項・第679条第2項・第680条第2項・第681条第2項・第682条第2項・第683条第2項・第684条第2項・第685条第2項・第686条第2項・第687条第2項・第688条第2項・第689条第2項・第690条第2項・第691条第2項・第692条第2項・第693条第2項・第694条第2項・第695条第2項・第696条第2項・第697条第2項・第698条第2項・第699条第2項・第700条第2項・第701条第2項・第702条第2項・第703条第2項・第704条第2項・第705条第2項・第706条第2項・第707条第2項・第708条第2項・第709条第2項・第710条第2項・第711条第2項・第712条第2項・第713条第2項・第714条第2項・第715条第2項・第716条第2項・第717条第2項・第718条第2項・第719条第2項・第720条第2項・第721条第2項・第722条第2項・第723条第2項・第724条第2項・第725条第2項・第726条第2項・第727条第2項・第728条第2項・第729条第2項・第730条第2項・第731条第2項・第732条第2項・第733条第2項・第734条第2項・第735条第2項・第736条第2項・第737条第2項・第738条第2項・第739条第2項・第740条第2項・第741条第2項・第742条第2項・第743条第2項・第744条第2項・第745条第2項・第746条第2項・第747条第2項・第748条第2項・第749条第2項・第750条第2項・第751条第2項・第752条第2項・第753条第2項・第754条第2項・第755条第2項・第756条第2項・第757条第2項・第758条第2項・第759条第2項・第760条第2項・第761条第2項・第762条第2項・第763条第2項・第764条第2項・第765条第2項・第766条第2項・第767条第2項・第768条第2項・第769条第2項・第770条第2項・第771条第2項・第772条第2項・第773条第2項・第774条第2項・第775条第2項・第776条第2項・第777条第2項・第778条第2項・第779条第2項・第780条第2項・第781条第2項・第782条第2項・第783条第2項・第784条第2項・第785条第2項・第786条第2項・第787条第2項・第788条第2項・第789条第2項・第790条第2項・第791条第2項・第792条第2項・第793条第2項・第794条第2項・第795条第2項・第796条第2項・第797条第2項・第798条第2項・第799条第2項・第800条第2項・第801条第2項・第802条第2項・第803条第2項・第804条第2項・第805条第2項・第806条第2項・第807条第2項・第808条第2項・第809条第2項・第810条第2項・第811条第2項・第812条第2項・第813条第2項・第814条第2項・第815条第2項・第816条第2項・第817条第2項・第818条第2項・第819条第2項・第820条第2項・第821条第2項・第822条第2項・第823条第2項・第824条第2項・第825条第2項・第826条第2項・第827条第2項・第828条第2項・第829条第2項・第830条第2項・第831条第2項・第832条第2項・第833条第2項・第834条第2項・第835条第2項・第836条第2項・第837条第2項・第838条第2項・第839条第2項・第840条第2項・第841条第2項・第842条第2項・第843条第2項・第844条第2項・第845条第2項・第846条第2項・第847条第2項・第848条第2項・第849条第2項・第850条第2項・第851条第2項・第852条第2項・第853条第2項・第854条第2項・第855条第2項・第856条第2項・第857条第2項・第858条第2項・第859条第2項・第860条第2項・第861条第2項・第862条第2項・第863条第2項・第864条第2項・第865条第2項・第866条第2項・第867条第2項・第868条第2項・第869条第2項・第870条第2項・第871条第2項・第872条第2項・第873条第2項・第874条第2項・第875条第2項・第876条第2項・第877条第2項・第878条第2項・第879条第2項・第880条第2項・第881条第2項・第882条第2項・第883条第2項・第884条第2項・第885条第2項・第886条第2項・第887条第2項・第888条第2項・第889条第2項・第890条第2項・第891条第2項・第892条第2項・第893条第2項・第894条第2項・第895条第2項・第896条第2項・第897条第2項・第898条第2項・第899条第2項・第900条第2項・第901条第2項・第902条第2項・第903条第2項・第904条第2項・第905条第2項・第906条第2項・第907条第2項・第908条第2項・第909条第2項・第910条第2項・第911条第2項・第912条第2項・第913条第2項・第914条第2項・第915条第2項・第916条第2項・第917条第2項・第918条第2項・第919条第2項・第920条第2項・第921条第2項・第922条第2項・第923条第2項・第924条第2項・第925条第2項・第926条第2項・第927条第2項・第928条第2項・第929条第2項・第930条第2項・第931条第2項・第932条第2項・第933条第2項・第934条第2項・第935条第2項・第936条第2項・第937条第2項・第938条第2項・第939条第2項・第940条第2項・第941条第2項・第942条第2項・第943条第2項・第944条第2項・第945条第2項・第946条第2項・第947条第2項・第948条第2項・第949条第2項・第950条第2項・第951条第2項・第952条第2項・第953条第2項・第954条第2項・第955条第2項・第956条第2項・第957条第2項・第958条第2項・第959条第2項・第960条第2項・第961条第2項・第962条第2項・第963条第2項・第964条第2項・第965条第2項・第966条第2項・第967条第2項・第968条第2項・第969条第2項・第970条第2項・第971条第2項・第972条第2項・第973条第2項・第974条第2項・第975条第2項・第976条第2項・第977条第2項・第978条第2項・第979条第2項・第980条第2項・第981条第2項・第982条第2項・第983条第2項・第984条第2項・第985条第2項・第986条第2項・第987条第2項・第988条第2項・第989条第2項・第990条第2項・第991条第2項・第992条第2項・第993条第2項・第994条第2項・第995条第2項・第996条第2項・第997条第2項・第998条第2項・第999条第2項・第1000条第2項・第1001条第2項・第1002条第2項・第1003条第2項・第1004条第2項・第1005条第2項・第1006条第2項・第1007条第2項・第1008条第2項・第1009条第2項・第1010条第2項・第1011条第2項・第1012条第2項・第1013条第2項・第1014条第2項・第1015条第2項・第1016条第2項・第1017条第2項・第1018条第2項・第1019条第2項・第1020条第2項・第1021条第2項・第1022条第2項・第1023条第2項・第1024条第2項・第1025条第2項・第1026条第2項・第1027条第2項・第1028条第2項・第1029条第2項・第1030条第2項・第1031条第2項・第1032条第2項・第1033条第2項・第1034条第2項・第1035条第2項・第1036条第2項・第1037条第2項・第1038条第2項・第1039条第2項・第1040条第2項・第1041条第2項・第1042条第2項・第1043条第2項・第1044条第2項・第1045条第2項・第1046条第2項・第1047条第2項・第1048条第2項・第1049条第2項・第1050条第2項・第1051条第2項・第1052条第2項・第1053条第2項・第1054条第2項・第1055条第2項・第1056条第2項・第1057条第2項・第1058条第2項・第1059条第2項・第1060条第2項・第1061条第2項・第1062条第2項・第1063条第2項・第1064条第2項・第1065条第2項・第1066条第2項・第1067条第2項・第1068条第2項・第1069条第2項・第1070条第2項・第1071条第2項・第1072条第2項・第1073条第2項・第1074条第2項・第1075条第2項・第1076条第2項・第1077条第2項・第1078条第2項・第1079条第2項・第1080条第2項・第1081条第2項・第1082条第2項・第1083条第2項・第1084条第2項・第1085条第2項・第1086条第2項・第1087条第2項・第1088条第2項・第1089条第2項・第1090条第2項・第1091条第2項・第1092条第2項・第1093条第2項・第1094条第2項・第1095条第2項・第1096条第2項・第1097条第2項・第1098条第2項・第1099条第2項・第1100条第2項・第1101条第2項・第1102条第2項・第1103条第2項・第1104条第2項・第1105条第2項・第1106条第2項・第1107条第2項・第1108条第2項・第1109条第2項・第1110条第2項・第1111条第2項・第1112条第2項・第1113条第2項・第1114条第2項・第1115条第2項・第1116条第2項・第1117条第2項・第1118条第2項・第1119条第2項・第1120条第2項・第1121条第2項・第1122条第2項・第1123条第2項・第1124条第2項・第1125条第2項・第1126条第2項・第1127条第2項・第1128条第2項・第1129条第2項・第1130条第2項・第1131条第2項・第1132条第2項・第1133条第2項・第1134条第2項・第1135条第2項・第1136条第2項・第1137条第2項・第1138条第2項・第1139条第2項・第1140条第2項・第1141条第2項・第1142条第2項・第1143条第2項・第1144条第2項・第1145条第2項・第1146条第2項・第1147条第2項・第1148条第2項・第1149条第2項・第1150条第2項・第1151条第2項・第1152条第2項・第1153条第2項・第1154条第2項・第1155条第2項・第1156条第2項・第1157条第2項・第1158条第2項・第1159条第2項・第1160条第2項・第1161条第2項・第1162条第2項・第1163条第2項・第1164条第2項・第1165条第2項・第1166条第2項・第1167条第2項・第1168条第2項・第1169条第2項・第1170条第2項・第1171条第2項・第1172条第2項・第1173条第2項・第1174条第2項・第1175条第2項・第1176条第2項・第1177条第2項・第1178条第2項・第1179条第2項・第1180条第2項・第1181条第2項・第1182条第2項・第1183条第2項・第1184条第2項・第1185条第2項・第1186条第2項・第1187条第2項・第1188条第2項・第1189条第2項・第1190条第2項・第1191条第2項・第1192条第2項・第1193条第2項・第1194条第2項・第1195条第2項・第1196条第2項・第1197条第2項・第1198条第2項・第1199条第2項・第1200条第2項・第1201条第2項・第1202条第2項・第1203条第2項・第1204条第2項・第1205条第2項・第1206条第2項・第1207条第2項・第1208条第2項・第1209条第2項・第1210条第2項・第1211条第2項・第1212条第2項・第1213条第2項・第1214条第2項・第1215条第2項・第1216条第2項・第1217条第2項・第1218条第2項・第1219条第2項・第1220条第2項・第1221条第2項・第1222条第2項・第1223条第2項・第1224条第2項・第1225条第2項・第1226条第2項・第1227条第2項・第1228条第2項・第1229条第2項・第1230条第2項・第1231条第2項・第1232条第2項・第1233条第2項・第1234条第2項・第1235条第2項・第1236条第2項・第1237条第2項・第1238条第2項・第1239条第2項・第1240条第2項・第1241条第2項・第1242条第2項・第1243条第2項・第1244条第2項・第1245条第2項・第1246条第2項・第1247条第2項・第1248条第2項・第1249条第2項・第1250条第2項・第1251条第2項・第1252条第2項・第1253条第2項・第1254条第2項・第1255条第2項・第1256条第2項・第1257条第2項・第1258条第2項・第1259条第2項・第1260条第2項・第1261条第2項・第1262条第2項・第1263条第2項・第1264条第2項・第1265条第2項・第1266条第2項・第1267条第2項・第1268条第2項・第1269条第2項・第1270条第2項・第1271条第2項・第1272条第2項・第1273条第2項・第1274条第2項・第1275条第2項・第1276条第2項・第1277条第2項・第1278条第2項・第1279条第2項・第1280条第2項・第1281条第2項・第1282条第2項・第1283条第2項・第1284条第2項・第1285条第2項・第1286条第2項・第1287条第2項・第1288条第2項・第1289条第2項・第1290条第2項・第1291条第2項・第1292条第2項・第1293条第2項・第1294条第2項・第1295条第2項・第1296条第2項・第1297条第2項・第1298条第2項・第1299条第2項・第1300条第2項・第1301条第2項・第1302条第2項・第1303条第2項・第1304条第2項・第1305条第2項・第1306条第2項・第1307条第2項・第1308条第2項・第1309条第2項・第1310条第2項・第1311条第2項・第1312条第2項・第1313条第2項・第1314条第2項・第1315条第2項・第1316条第2項・第1317条第2項・第1318条第2項・第1319条第2項・第1320条第2項・第1321条第2項・第1322条第2項・第1323条第2項・第1324条第2項・第1325条第2項・第1326条第2項・第1327条第2項・第1328条第2項・第1329条第2項・第1330条第2項・第1331条第2項・第1332条第2項・第1333条第2項・第1334条第2項・第1335条第2項・第1336条第2項・第1337条第2項・第1338条第2項・第1339条第2項・第1340条第2項・第1341条第2項・第1342条第2項・第1343条第2項・第1344条第2項・第1345条第2項・第1346条第2項・第1347条第2項・第1348条第2項・第1349条第2項・第1350条第2項・第1351条第2項・第1352条第2項・第1353条第2項・第1354条第2項・第1355条第2項・第1356条第2項・第1357条第2項・第1358条第2項・第1359条第2項・第1360条第2項・第1361条第2項・第1362条第2項・第1363条第2項・第1364条第2項・第1365条第2項・第1366条第2項・第1367条第2項・第1368条第2項・第1369条第2項・第1370条第2項・第1371条第2項・第1372条第2項・第1373条第2項・第1374条第2項・第1375条第2項・第1376条第2項・第1377条第2項・第1378条第2項・第1379条第2項・第1380条第2項・第1381条第2項・第1382条第2項・第1383条第2項・第1384条第2項・第1385条第2項・第1386条第2項・第1387条第2項・第1388条第2項・第1389条第2項・第1390条第2項・第1391条第2項・第1392条第2項・第1393条第2項・第1394条第2項・第1395条第2項・第1396条第2項・第1397条第2項・第1398条第2項・第1399条第2項・第1400条第2項・第1401条第2項・第1402条第2項・第1403条第2項・第1404条第2項・第1405条第2項・第1406条第2項・第1407条第2項・第1408条第2項・第1409条第2項・第1410条第2項・第1411条第2項・第1412条第2項・第1413条第2項・第1414条第2項・第1415条第2項・第1416条第2項・第1417条第2項・第1418条第2項・第1419条第2項・第1420条第2項・第1421条第2項・第1422条第2項・第1423条第2項・第1424条第2項・第1425条第2項・第1426条第2項・第1427条第2項・第1428条第2項・第1429条第2項・第1430条第2項・第1431条第2項・第1432条第2項・第1433条第2項・第1434条第2項・第1435条第2項・第1436条第2項・第1437条第2項・第1438条第2項・第1439条第2項・第1440条第2項・第1441条第2項・第1442条第2項・第1443条第2項・第1444条第2項・第1445条第2項・第1446条第2項・第1447条第2項・第1448条第2項・第1449条第2項・第1450条第2項・第1451条第2項・第1452条第2項・第1453条第2項・第1454条第2項・第1455条第2項・第1456条第2項・第1457条第2項・第1458条第2項・第1459条第2項・第1460条第2項・第1461条第2項・第1462条第2項・第1463条第2項・第1464条第2項・第1465条第2項・第1466条第2項・第1467条第2項・第1468条第2項・第1469条第2項・第1470条第2項・第1471条第2項・第1472条第2項・第1473条第2項・第1474条第2項・第1475条第2項・第1476条第2項・第1477条第2項・第1478条第2項・第1479条第2項・第1480条第2項・第1481条第2項・第1482条第2項・第1483条第2項・第1484条第2項・第1485条第2項・第1486条第2項・第1487条第2項・第1488条第2項・第1489条第2項・第1490条第2項・第1491条第2項・第1492条第2項・第1493条第2項・第1494条第2項・第1495条第2項・第1496条第2項・第1497条第2項・第1498条第2項・第1499条第2項・第1500条第2項・第1501条第2項・第1502条第2項・第1503条第2項・第1504条第2項・第1505条第2項・第1506条第2項・第1507条第2項・第1508条第2項・第1509条第2項・第1510条第2項・第1511条第2項・第1512条第2項・第1513条第2項・第1514条第2項・第1515条第2項・第1516条第2項・第1517条第2項・第1518条第2項・第1519条第2項・第1520条第2項・第1521条第2項・第1522条第2項・第1523条第2項・第1524条第2項・第1525条第2項・第1526条第2項・第1527条第2項・第1528条第2項・第1529条第2項・第1530条第2項・第1531条第2項・第1532条第2項・第1533条第2項・第1534条第2項・第1535条第2項・第1536条第2項・第1537条第2項・第1538条第2項・第1539条第2項・第1540条第2項・第1541条第2項・第1542条第2項・第1543条第2項・第1544条第2項・第1545条第2項・第1546条第2項・第1547条第2項・第1548条第2項・第1549条第2項・第1550条第2項・第1551条第2項・第1552条第2項・第1553条第2項・第1554条第2項・第1555条第2項・第1556条第2項・第1557条第2項・第1558条第2項・第1559条第2項・第1560条第2項・第1561条第2項・第1562条第2項・第1563条第2項・第1564条第2項・第1565条第2項・第1566条第2項・第1567条第2項・第1568条第2項・第1569条第2項・第1570条第2項・第1571条第2項・第1572条第2項・第1573条第2項・第1574条第2項・第1575条第2項・第1576条第2項・第1577条第2項・第1578条第2項・第1579条第2項・第1580条第2項・第1581条第2項・第1582条第2項・第1583条第2項・第1584条第2項・第1585条第2項・第1586条第2項・第1587条第2項・第1588条第2項・第1589条第2項・第1590条第2項・第1591条第2項・第1592条第2項・第1593条第2項・第1594条第2項・第1595条第2項・第1596条第2項・第1597条第2項・第1598条第2項・第1599条第2項・第1600条第2項・第1601条第2項・第1602条第2項・第1603条第2項・第1604条第2項・第1605条第2項・第1606条第2項・第1607条第2項・第1608条第2項・第1609条第2項・第1610条第2項・第1611条第2項・第1612条第2項・第1613条第2項・第1614条第2項・第1615条第2項・第1616条第2項・第1617条第2項・第1618条第2項・第1619条第2項・第1620条第2項・第1621条第2項・第1622条第2項・第1623条第2項・第1624条第2項・第1625条第2項・第1626条第2項・第1627条第2項・第1628条第2項・第1629条第2項・第1630条第2項・第1631条第2項・第1632条第2項・第1633条第2項・第1634条第2項・第1635条第2項・第1636条第2項・第1637条第2項・第1638条第2項・第1639条第2項・第1640条第2項・第1641条第2項・第1642条第2項・第1643条第2項・第1644条第2項・第1645条第2項・第1646条第2項・第1647条第2項・第1648条第2項・第1649条第2項・第1650条第2項・第1651条第2項・第1652条第2項・第1653条第2項・第1654条第2項・第1655条第2項・第1656条第2項・第1657条第2項・第1658条第2項・第1659条第2項・第1660条第2項・第1661条第2項・第1662条第2項・第1663条第2項・第1664条第2項・第1665条第2項・第1666条第2項・第1667条第2項・第1668条第2項・第1669条第2項・第1670条第2項・第1671条第2項・第1672条第2項・第1673条第2項・第1674条第2項・第1675条第2項・第1676条第2項・第1677条第2項・第1678条第2項・第1679条第2項・第1680条第2項・第1681条第2項・第1682条第2項・第1683条第2項・第1684条第2項・第1685条第2項・第1686条第2項・第1687条第2項・第1688条第2項・第1689条第2項・第1690条第2項・第1691条第2項・第1692条第2項・第1693条第2項・第1694条第2項・第1695条第2項・第1696条第2項・第1697条第2項・第1698条第2項・第1699条第2項・第1700条第2項・第1701条第2項・第1702条第2項・第1703条第2項・第1704条第2項・第1705条第2項・第1706条第2項・第1707条第2項・第1708条第2項・第1709条第2項・第1710条第2項・第1711条第2項・第1712条第2項・第1713条第2項・第1714条第2項・第1715条第2項・第1716条第2項・第1717条第2項・第1718条第2項・第1719条第2項・第1720条第2項・第1721条第2項・第1722条第2項・第1723条第2項・第1724条第2項・第1725条第2項・第1726条第2項・第1727条第2項・第1728条第2項・第1729条第2項・第1730条第2項・第1731条第2項・第1732条第2項・第1733条第2項・第1734条第2項・第1735条第2項・第1736条第2項・第1737条第2項・第1738条第2項・第1739条第2項・第1740条第2項・第1741条第2項・第1742条第2項・第1743条第2項・第1744条第2項・第1745条第2項・第1746条第2項・第1747条第2項・第1748条第2項・第1749条第2項・第1750条第2項・第1751条第2項・第1752条第2項・第1753条第2項・第1754条第2項・第1755条第2項・第1756条第2項・第1757条第2項・第1758条第2項・第1759条第2項・第1760条第2項・第1761条第2項・第1762条第2項・第1763条第2項・第1764条第2項・第1765条第2項・第1766条第2項・第1767条第2項・第1768条第2項・第1769条第2項・第1770条第2項・第1771条第2項・第1772条第2項・第1773条第2項・第1774条第2項・第1775条第2項・第1776条第2項・第1777条第2項・第1778条第2項・第1779条第2項・第1780条第2項・第1781条第2項・第1782条第2項・第1783条第2項・第1784条第2項・第1785条第2項・第1786条第2項・第1787条第2項・第1788条第2項・第1789条第2項・第1790条第2項・第1791条第2項・第1792条第2項・第1793条第2項・第1794条第2項・第1795条第2項・第1796条第2項・第1797条第2項・第1798条第2項・第1799条第2項・第1800条第2項・第1801条第2項・第1802条第2項・第1803条第2項・第1804条第2項・第1805条第2項・第1806条第2項・第1807条第2項・第1808条第2項・第1809条第2項・第1810条第2項・第1811条第2項・第1812条第2項・第1813条第2項・第1814条第2項・第1815条第2項・第1816条第2項・第1817条第2項・第1818条第2項・第1819条第2項・第1820条第2項・第1821条第2項・第1822条第2項・第1823条第2項・第1824条第2項・第1825条第2項・第1826条第2項・第1827条第2項・第1828条第2項・第1829条第2項・第1830条第2項・第1831条第2項・第1832条第2項・第1833条第2項・第1834条第2項・第1835条第2項・第1836条第2項・第1837条第2項・第1838条第2項・第1839条第2項・第1840条第2項・第1841条第2項・第1842条第2項・第1843条第2項・第1844条第2項・第1845条第2項・第1846条第2項・第1847条第2項・第1848条第2項・第1849条第2項・第1850条第2項・第1851条第2項・第1852条第2項・第1853条第2項・第1854条第2項・第1855条第2項・第1856条第2項・第1857条第2項・第1858条第2項・第1859条第2項・第1860条第2項・第1861条第2項・第1862条第2項・第1863条第2項・第1864条第2項・第1865条第2項・第1866条第2項・第1867条第2項・第1868条第2項・第1869条第2項・第1870条第2項・第1871条第2項・第1872条第2項・第1873条第2項・第1874条第2項・第1875条第2項・第1876条第2項・第1877条第2項・第1878条第2項・第1879条第2項・第1880条第2項・第1881条第2項・第1882条第2項・第1883条第2項・第1884条第2項・第1885条第2項・第1886条第2項・第1887条第2項・第1888条第2項・第1889条第2項・第1890条第2項・第1891条第2項・第1892条第2項・第1893条第2項・第1894条第2項・第1895条第2項・第1896条第2項・第1897条第2項・第1898条第2項・第1899条第2項・第1900条第2項・第1901条第2項・第1902条第2項・第1903条第2項・第1904条第2項・第1905条第2項・第1906条第2項・第1907条第2項・第1908条第2項・第1909条第2項・第1910条第2項・第1911条第2項・第1912条第2項・第1913条第2項・第1914条第2項・第1915条第2項・第1916条第2項・第1917条第2項・第1918条第2項・第1919条第2項・第1920条第2項・第1921条第2項・第1922条第2項・第1923条第2項・第1924条第2項・第1925条第2項・第1926条第2項・第1927条第2項・第1928条第2項・第1929条第2項・第1930条第2項・第1931条第2項・第1932条第2項・第1933条第2項・第1934条第2項・第1935条第2項・第1936条第2項・第1937条第2項・第1938条第2項・第1939条第2項・第1940条第2項・第1941条第2項・第1942条第2項・第1943条第2項・第1944条第2項・第1945条第2項・第1946条第2項・第1947条第2項・第1948条第2項・第1949条第2項・第1950条第2項・第1951条第2項・第1952条第2項・第1953条第2項・第1954条第2項・第1955条第2項・第1956条第2項・第1957条第2項・第1958条第2項・第1959条第2項・第1960条第2項・第1961条第2項・第1962条第2項・第1963条第2項・第1964条第2項・第1965条第2項・第1966条第2項・第1967条第2項・第1968条第2項・第1969条第2項・第1970条第2項・第1971条第2項・第1972条第2項・第1973条第2項・第1974条第2項・第1975条第2項・第1976条第2項・第1977条第2項・第1978条第2項・第1979条第2項・第1980条第2項・第1981条第2項・第1982条第2項・第1983条第2項・第1984条第2項・第1985条第2項・第1986条第2項・第1987条第2項・第1988条第2項・第1989条第2項・第1990条第2項・第1991条第2項・第1992条第2項・第1993条第2項・第1994条第2項・第1995条第2項・第1996条第2項・第1997条第2項・第1998条第2項・第1999条第2項・第2000条第2項・第2001条第2項・第2002条第2項・第2003条第2項・第2004条第2項・第2005条第2項・第2006条第2項・第2007条第2項・第2008条第2項・第2009条第2項・第2010条第2項・第2011条第2項・第2012条第2項・第2013条第2項・第2014条第2項・第2015条第2項・第2016条第2項・第2017条第2項・第2018条第2項・第2019条第2項・第2020条第2項・第2021条第2項・第2022条第2項・第2023条第2項・第2024条第2項・第2025条第2項・第2026条第2項・第2027条第2項・第2028条第2項・第2029条第2項・第2030条第2項・第2031条第2項・第2032条第2項・第2033条第2項・第2034条第2項・第2035条第2項・第2036条第2項・第2037条第2項・第2038条第2項・第2039条第2項・第2040条第2項・第2041条第2項・第2042条第2項・第2043条第2項・第2044条第2項・第2045条第2項・第2046条第2項・第2047条第2項・第2048条第2項・第2049条第2項・第2050条第2項・第2051条第2項・第2052条第2項・第2053条第2項・第2054条第2項・第2055条第2項・第2056条第2項・第2057条第2項・第2058条第2項・第2059条第2項・第2060条第2項・第2061条第2項・第2062条第2項・第2063条第2項・第2064条第2項・第2065条第2項・第2066条第2項・第2067条第2項・第2068条第2項・第2069条第2項・第2070条第2項・第2071条第2項・第2072条第2項・第2073条第2項・第2074条第2項・第2075条第2項・第2076条第2項・第2077条第2項・第2078条第2項・第2079条第2項・第2080条第2項・第2081条第2項・第2082条第2項・第2083条第2項・第2084条第2項・第2085条第2項・第2086条第2項・第2087条第2項・第2088条第2項・第2089条第2項・第2090条第2項・第2091条第2項・第2092条第2項・第2093条第2項・第2094条第2項・第2095条第2項・第2096条第2項・第2097条第2項・第2098条第2項・第2099条第2項・第2100条第2項・第2101条第2項・第2102条第2項・第2103条第2項・第2104条第2項・第2105条第2項・第2106条第2項・第2107条第2項・第2108条第2項・第2109条第2項・第2110条第2項・第2111条第2項・第2112条第

変更届出添付書類(2)

その他の営業所の名称	所在地

注　変更に係る事項がその他の営業所に係るものである場合に記載し、添付すること。

（日本産業規格　A列４番）

変更届出添付書類(3)

旅行業代理業者の氏名又は名称及び住所	営業所の名称	所在地

注　変更に係る事項が旅行業務を取り扱わせる旅行業代理業者に係るものである場合に記載し、添付すること。

（日本産業規格　A列４番）

第六号様式（第九条の二関係）

第六号様式（第九条の二関係）（平十七運令十一改、平十運令十・平二運令九・平四運令七・平四運令十四・平七運令七・一部改正）

取引額報告書

年度分（　年　月　日から　年　月　日まで）

受付印	経由印	観光庁長官 知事	登録旅行業番号

区分		取扱人員（人）	取引額（円）
自己の企画旅行に係る取引額（受託旅行業者及び自己に所属する旅行業者代理業者の取扱いによるものを含む）	参加する旅行者の募集をしないもの	本邦内のみの旅行	
		海外旅行	
		上記以外のもの	
	旅行者からの依頼によるもの		
手配旅行に係る取引額（自己に所属する旅行業者代理業者の取扱いによるものを含む）			
旅行業務第二条第一項第八号旅行業務に係る取引額（自己に所属する旅行業者代理業者の取扱いによるものを含む）			
合計			
（うち自社に所属する旅行業者代理業者の取引額）		（　）	（　）
営業保証金の場合			
現在供託している金額			
上記により供託すべき金額			
（差額がある場合）追加して供託すべき額又は取り戻すことができる額			
弁済業務保証金分担金の場合			
現在納付している金額			
上記により納付すべき金額			
（差額がある場合）追加して納付すべき額又は取り戻すことができる額			

年　月　日

観光庁長官
知事　殿

旅行業法第十条の規定により取引の額を報告します。
この報告書の記載事項は、事実に相違ありません。

報告者の氏名又は名称

（日本産業規格A列４番）

第七号様式（第十条の四関係）

第七号様式（第十条の四関係）（平四運令七改・追加、令六運令七改・一部改正）

取引額報告書

（旅行業務取扱管理者が複数の営業所を兼務する場合）

年度分（　年　月　日から　年　月　日まで）

受付印	知事登録 旅行業代理業	旅行業 番号

営業所の名称	取引額（円）
取引額合計	

年　月　日

知事　殿

上記の営業所は、旅行業法施行規則第十一条の二第五項に規定する旅行業務取扱管理者が複数の営業所を通じて一人で足りる要件を満たしていることを報告します。
この報告書の記載事項は、事実に相違ありません。

報告者の氏名又は名称

（日本産業規格　A列４番）

第八号様式（第十四条関係）

第八号様式（第十四条関係）（第四種金属材・金属材、第四種合板・一般合板、第四種合板材・特殊合板材料・一般合板、地域限定合板・一般合板）

総合旅行業務取扱管理者試験合格証
国内旅行業務取扱管理者試験合格証
地域限定旅行業務取扱管理者試験合格証

合格番号

氏　　名
生 年 月 日

旅行業法第十一条の三の規定による総合旅行業務取扱管理者試験、国内旅行業務取扱管理者試験又は地域限定旅行業務取扱管理者試験に合格したことを証する。

年　月　日

観光庁長官
観光庁長官試験事務代行機関旅行業協会　印

（日本産業規格　A列４番）

第九号様式（第十四条関係）

第九号様式（第十四条関係）（第四種事務・雑貨、第四種機械・第四種合成・第四種電気・第四種化学・第四種窯業・第四種合板・第四種合板材・一般合板、第四種合板材・特殊合板材料・一般合板、地域限定合板・一般合板）

合格証再交付申請書

年　月　日

観光庁長官
観光庁長官試験事務代行機関旅行業協会　殿

氏　　名	
生 年 月 日	
合 格 番 号	
合 格 年 月 日	

旅行業法施行規則第十四条第二項の規定により

総合旅行業務取扱管理者試験合格証
国内旅行業務取扱管理者試験合格証
地域限定旅行業務取扱管理者試験合格証
の再交付を申請します。

氏　名

住　所

（日本産業規格　A列４番）

第十号様式（第二十七条の七関係）

第十号様式（第二十七条の七関係）

←3.4センチメートル→
↑3.0センチメートル↓

（写　　真）

（　　年　　月撮影）

旅 行 業 務 取 扱 管 理 者 証

氏　　名　　（　年　月　日生）

所属営業所

上記の営業所に所属する　総合旅行業務取扱管理者
国内旅行業務取扱管理者
地域限定旅行業務取扱管理者

であることを証する。

（発行日）　　年　月　日

旅行業者又は旅行業者代理業者の氏名又は名称
主たる営業所の所在地
代 表 者 氏 名

第十一号様式（第二十八条関係）

第十一号様式（第二十八条関係）

←3.4センチメートル→
↑3.0センチメートル↓

（写　　真）

（　　年　　月撮影）

外 務 員 証

氏　　名　　（　年　月　日生）

所属営業所

上記の営業所に所属する外務員であることを証する。

旅行業者又は旅行業者代理業者の氏名又は名称

主たる営業所の所在地

代 表 者 氏 名

第十二号様式（第三十一条関係）

第十二号様式（第二十一条関係）（用紙規定外で・必要、用紙規定有例・別表十一号様式参照ヤ・一般旅行）

27センチメートル以上

旅行業登録票
（業務範囲：国外旅行・国内旅行）

Licensed by the Japan Tourism Agency in accordance
with the provisions of the Travel Agency Law
（Scope of Activities：Overseas Travel, Domestic Travel）

登録番号 Number	登録旅行業　第　号
登録年月日 Date of License	年　月　日
有効期間 Term of Validity	年　月　日から　年　月　日まで from to
氏名又は名称 Name	
営業所の名称 Name of Branch	
総括旅行業務取扱管理者の氏名 Name of Certified Travel Services Manager	
受託取扱旅行 Trustee Contract	

19センチメートル以上

注　1．地の色は、白色とする。
　　2．受託取扱を補助していない者にあっては、受託取扱法画旅行名の欄を省略することができる。
　　3．受託取扱法画旅行の欄は、取り扱っている法画旅行の法画名が明確となるよう記載する。

第十三号様式（第三十一条関係）

第十三号様式（第二十一条関係）（用紙規定外で・必要、用紙規定有例・別表十二号様式参照ヤ・一般旅行）

27センチメートル以上

旅行業登録票
（業務範囲：国内旅行）

Licensed by the Japan Tourism Agency in accordance
with the provisions of the Travel Agency Law
（Scope of Activities：Domestic Travel）

登録番号 Number	登録旅行業　第　号
登録年月日 Date of License	年　月　日
有効期間 Term of Validity	年　月　日から　年　月　日まで from to
氏名又は名称 Name	
営業所の名称 Name of Branch	
総括旅行業務取扱管理者の氏名 Name of Certified Travel Services Manager	
受託取扱旅行 Trustee Contract	

19センチメートル以上

注　1．地の色は、白色とする。
　　2．受託取扱を補助していない者にあっては、受託取扱法画旅行名の欄を省略することができる。
　　3．受託取扱法画旅行の欄は、取り扱っている法画旅行の法画名が明確となるよう記載する。

第十四号様式（第三十一条関係）

第十四号様式（第二十一条関係）（用紙規定外で・必要、用紙規定有例・別表十三号様式参照ヤ・一般旅行）

27センチメートル以上

旅行業者代理業登録票
（業務範囲：国外旅行・国内旅行）

Licensed by the Japan Tourism Agency in accordance
with the provisions of the Travel Agency Law
（Scope of Activities：Overseas Travel, Domestic Travel）

登録番号 Number	対事業登録旅行業者代理業　第　号
登録年月日 Date of License	年　月　日
所属旅行業者の登録番号及び氏名又は名称 Number and Name of Principal Travel Agent	登録旅行業　第　号
氏名又は名称 Name	
営業所の名称 Name of Branch	
総括旅行業務取扱管理者の氏名 Name of Certified Travel Services Manager	
受託取扱旅行 Trustee Contract	

19センチメートル以上

注　1．地の色は、青色とする。
　　2．受託取扱を補助していない者にあっては、受託取扱法画旅行名の欄を省略することができる。
　　3．受託取扱法画旅行の欄は、取り扱っている法画旅行の法画名が明確となるよう記載する。

第十五号様式（第三十一条関係）

第十五号様式（第二十一条関係）（用紙規定外で・必要、用紙規定有例・別表十四号様式参照ヤ・一般旅行）

27センチメートル以上

旅行業者代理業登録票
（業務範囲：国内旅行）

Licensed by the Japan Tourism Agency in accordance
with the provisions of the Travel Agency Law
（Scope of Activities：Domestic Travel）

登録番号 Number	対事業登録旅行業者代理業　第　号
登録年月日 Date of License	年　月　日
所属旅行業者の登録番号及び氏名又は名称 Number and Name of Principal Travel Agent	登録旅行業　第　号
氏名又は名称 Name	
営業所の名称 Name of Branch	
総括旅行業務取扱管理者の氏名 Name of Certified Travel Services Manager	
受託取扱旅行 Trustee Contract	

19センチメートル以上

注　1．地の色は、白色とする。
　　2．受託取扱を補助していない者にあっては、受託取扱法画旅行名の欄を省略することができる。
　　3．受託取扱法画旅行の欄は、取り扱っている法画旅行の法画名が明確となるよう記載する。

第十六号様式（第四十二条関係）

第十六号様式（第四十二条関係）

新規登録申請書(1)

収入印紙(240円割印)貼付欄 （消印しないこと。）	
ふりがな	
氏名 （法人にあつては、その名称）	
ふりがな	
代表者の氏名 （法人の場合）	
ふりがな	
住所 （法人にあつては、その所在地）	
ふりがな	
電話番号	
ふりがな	ふりがな
主たる営業所の名称	主たる営業所の所在地

年　月　日

知事殿

旅行業法第二十三条の規定による新規登録の申請をします。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

申請者の氏名又は名称

（日本産業規格　A列４番）

新規登録申請書(2)
（その他の営業所）

営業所の名称	所在地

（日本産業規格　A列４番）

第十七号様式（第四十四条関係）

第十七号様式（第四十四条関係）

旅行サービス手配業者登録簿(1)

登録年月日	年　月　日
知事登録旅行サービス手配業第　号	
ふりがな	
氏名 （法人にあつては、その名称）	
ふりがな	
代表者の氏名 （法人の場合）	
ふりがな	
住所 （法人にあつては、その所在地）	
ふりがな	
電話番号	
ふりがな	ふりがな
主たる営業所の名称	主たる営業所の所在地

（日本産業規格　A列４番）

旅行サービス手配業者登録簿(2)
（その他の営業所）

営業所の名称	所在地

（日本産業規格　A列４番）

第十八号様式（第四十五条関係）

第十八号様式（第四十五条関係）

登録事項変更届出書

受付印	知事登録旅行サービス手配業務番号
変更事項（新旧の対照を明示すること。）	
新	旧

年　月　日

知事殿

旅行業法第二十七条第一項の規定により登録事項の変更の届出をします。
この届出書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

届出人の氏名又は名称

（日本産業規格　A列４番）

第十九号様式（第四十五条関係）

第十九号様式（第四十五条関係）

変更届出添付書類（1）

登録年月日	年　月　日
知事登録旅行サービス手配業務　　号	
ふりがな 氏名（法人にあつては、その名称）	
ふりがな 代表者の氏名（法人の場合）	
ふりがな 住所（法人にあつては、その所在地）	
ふりがな 商号	
ふりがな 主たる営業所の名称	ふりがな 主たる営業所の所在地

注　変更に係る事項が氏名、商号、名称、住所、代表者の氏名又は主たる営業所である場合に記載し、添付すること。

（日本産業規格　A列４番）

変更届出添付書類（2）

その他の営業所の名称	所在地

注　変更に係る事項がその他の営業所に係るものである場合に記載し、添付すること。

（日本産業規格　A列４番）

第二十号様式

第二十号様式

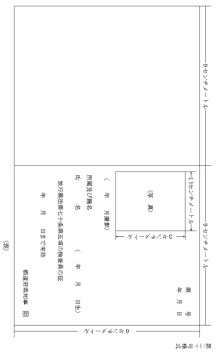

旅行業法施行令	旅行業法施行令施行規則
（都道府県が処理する事務） 第六十七条　この法律に規定する観光庁長官の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。 （報告徴収及び立入検査） 第七十条 3　観光庁長官は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、その職員に旅行業者等若しくは旅行サービス手配業者（他業務又は他業務又は第十二条の十一第一項若しくは第二十八条第五項の登録を受けた者若しくは旅行業協会の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問をさせることができる。 5　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 6　第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 （罰則） 第七十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 二十二　第七十条第三項若しく は第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者	（都道府県が処理する事務） 第五条　旅行業（本邦外の出発地旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）及び旅行業代理業（観光庁長官による観光加盟店の承認及び廃止の届出に関する法律（平成二十年法律第二十九号）第十二条第一項若しくは第三項の規定による観光庁限定旅行業者代理業を除く。以下この項において同じ。）に関する法第二章第一項（第十二条の三を除く。）、第五十四条第四項及び第六十一条第二項において準用する第十六条第二項、第六十二条第一項、第六十四条、第六十五条第一項及び第二項並びに第七十条第一項及び第三項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、これらの旅行業又は旅行業者代理業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。 3　旅行サービス手配業に関する法第二章第二節、第六十四条、第六十五条第一項及び第三項並びに第七十条第一項及び第三項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、旅行サービス手配業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、法第七十条第一項及び第三項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事務にあつては、観光庁長官が自らその事務を行うことを妨げない。 4　旅行業者等の組織する団体（法第四十一条第二項に規定する旅行業協会を除く。）に関する法第七十条第一項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。 5　前各項（第二項ただし書を除く。）の場合において、法第七十条の規定に規定する事務に係る観光庁長官に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

（表）